

京都府国民保護計画 (案)

平成 17 年 1 1 月

京都府

目 次

第1編	総 論	1
第1章	目的、府の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	府国民保護計画の位置づけ	1
2	府国民保護計画の構成	2
3	府国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
5	京都府地域防災計画等との関係	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱	6
1	関係機関の事務又は業務の大綱	6
第4章	府の地理的、社会的特徴	10
第5章	府国民保護計画が対象とする事態	13
1	武力攻撃事態等	13
2	緊急処理事態	13
3	府において留意する事項	14
第2編	平素からの備えや予防	15
第1章	組織・体制の整備等	15
1	府の各部局における平素の業務	15
2	府職員の参集等	15
3	国民の権利利益の救済に係る手続等	16
4	市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	17
第2章	関係機関との連携体制の整備	18
1	基本的考え方	18
2	国の機関との連携	18
3	他の都道府県との連携	19
4	市町村との連携	19
5	指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携	20
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	21
7	ボランティア団体等との連携	21
8	府内の様々な機関、団体との協力関係の構築	21
第3章	情報の収集・伝達・提供等の体制整備	22
1	通信の確保	22
2	情報収集・提供等の体制整備	22
3	市町村における体制整備	24

第4章	避難及び救援に関する体制の整備	26
1	避難に関する基本的事項	26
2	救援に関する基本的事項	26
3	運送事業者の運送力・運送施設の把握等	27
4	交通の確保に関する体制等の整備	27
5	避難施設の指定	28
6	医療活動を実施するための体制整備等	29
7	市町村における体制の整備	30
第5章	生活関連等施設の把握等	31
1	生活関連等施設の把握	31
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	32
3	市町村における平素からの備え	33
第6章	物資及び資材の備蓄、整備	34
1	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	34
2	府が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
3	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	35
第7章	国民保護に関する研修及び訓練、啓発	36
1	研修	36
2	訓練	36
3	国民保護措置に関する啓発	37
4	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	37
5	市町村における国民保護に関する啓発	38
第8章	要配慮者等への支援体制の整備	39
第1	要配慮者対策	39
第2	外国人対策	41
第9章	観光旅行者等の保護	42
1	観光旅行者等への情報伝達体制の構築	42
2	帰宅困難な観光旅行者等対策	42
第3編	武力攻撃事態等への対処	43
第1章	実施体制の確立	43
第1	事態認定前における初動体制	43
1	情報連絡体制の整備	43
2	緊急事態連絡室の設置	44
3	緊急事態連絡室の初動措置	45
4	国民保護対策本部に移行する場合の調整	45
第2	事態認定後の体制	46
1	府対策本部の設置	46
2	府対策本部の設置場所	46

3	府対策本部の組織	46
4	府対策本部長の権限	49
5	府対策本部の運営に係る留意事項	50
第3	体制及び職員の配備基準	51
第4	市町村における体制の整備	52
第2章	関係機関相互の連携	53
1	国の対策本部との連携	53
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	53
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	53
4	都道府県間の応援、事務の委託	54
5	指定公共機関及び指定地方公共機関との連携	55
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	56
7	市町村に対する応援等	56
8	ボランティア団体等に対する支援等	57
9	府内の様々な団体、機関への協力要請	57
第3章	警報及び避難の指示等	59
第1	警報の通知及び伝達	59
1	警報の通知等	59
2	市町村長による警報の伝達等	60
第2	緊急通報の発令	62
第3	避難の指示等	64
1	避難措置の指示	64
2	避難の指示	65
3	武力攻撃事態等の類型の特徴等	69
4	避難実施要領	70
5	避難住民の誘導	72
6	避難住民の誘導の支援等	72
7	病院等の施設在所者の避難	74
8	避難所等における安全確保等	75
9	避難の指示の解除	75
10	住民の復帰のための措置	75
第4章	救援	77
1	救援の実施	78
2	関係機関との連携	79
3	救援の実施内容等	79
4	医療活動の実施等	83
5	救援の際の物資の売渡し要請等	84
第5章	安否情報の収集・提供	87
1	安否情報の収集・整理等	87

2	安否情報の照会に対する回答	88
3	日本赤十字社に対する協力	89
4	安否情報伝達手段の活用	89
第6章	武力攻撃災害への対処	90
第1	武力攻撃災害への対処	90
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	90
2	武力攻撃災害の兆候の通報	90
3	生活関連等施設の安全確保	90
4	危険物資等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	92
第2	応急措置等	94
1	事前措置	94
2	退避の指示	94
3	警戒区域の設定	95
4	応急公用負担等	96
5	消防に関する措置等	97
6	マニュアルによる運用	98
第3	武力攻撃原子力災害への対処	99
第4	NBC攻撃による災害への対処	102
第7章	被災情報の収集及び報告	105
第8章	保健衛生の確保及び廃棄物の処理	107
1	保健衛生の確保	107
2	廃棄物の処理	107
第9章	文化財の保護	110
1	文化財の保護	110
2	文化財保護の特例	110
3	文化財の応急対策	111
第10章	生活の安定に関する措置	113
1	生活関連物資等の価格安定等	113
2	避難住民等の生活安定等	115
3	生活基盤等の確保	115
第11章	交通規制	117
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	119
第4編	復旧等	121
第1章	応急の復旧	121
1	基本的考え方	121
2	ライフライン施設の応急の復旧	121
3	運送路の確保に関する応急の復旧等	122
第2章	本格復旧	123

1	国における所要の法制の整備等	1 2 3
2	府が管理する施設及び設備の復旧	1 2 3
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 2 4
1	損失補償、実費弁償及び損害補償	1 2 4
2	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 2 4
3	他の地方公共団体からの応援に対する費用の支弁	1 2 4
4	市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁	1 2 4
5	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 2 5
6	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	1 2 5
7	国民保護措置に要した費用の支弁等に関するマニュアルの策定	1 2 5
第5編	緊急対処事態への対処	1 2 7
1	緊急対処事態	1 2 7
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 2 7
3	マニュアルの整備	1 2 7

資料一覧

府国民保護計画に係る用語集

第1編 総論

第1章 目的、府の責務、計画の位置づけ、構成等

世界の恒久平和の実現は京都府民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。

府（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、府民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、府民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、府民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

以下、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、府民の安心・安全を確保するため、府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）の位置づけ、構成等について定める。

1 府国民保護計画の位置づけ

(1) 府国民保護計画の位置づけ

府は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）及び国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、府国民保護計画を作成する。この際、総合的な危機管理機能の強化の観点から、既存の地域防災計画をはじめ危機管理に関する協定、マニュアル等の武力攻撃事態等への適用の確認や必要な見直しを行い、活用する。

(2) 府国民保護計画に定める事項

府国民保護計画においては、国民保護法第34条第2項各号に掲げる次の事項について定める

府の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

府が実施する国民保護法第11条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

府内市町村の国民の保護に関する計画及び知事が指定した指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関

する事項

前各号に掲げるもののほか、府の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

2 府国民保護計画の構成

府国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

併せて、関係機関等への連絡先や統計資料などを記載した資料編及び事務の詳細な手順を定めたマニュアルを作成する。

3 府国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 府国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、国における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。府国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

府国民保護計画の見直しに当たっては、京都府国民保護協議会（以下「国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、府内市町村をはじめ、広く関係者の意見を求める。

(2) 府国民保護計画の変更手続

府国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護協議会に諮問の上、府民の意見を聴取し、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、府議会に報告し、公表する。

ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業

務計画」という。)については、基本指針等も踏まえ、府国民保護計画に基づき作成するものとする。

(1) 市町村国民保護計画に定める事項

市町村国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定めるものとする。

当該市町村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

市町村が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民保護措置に関し市町村長が必要と認める事項

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画に定める事項

指定地方公共機関国民保護業務計画においては、国民保護法第36条第3項各号に掲げる次の事項について定めるものとする。

当該指定地方公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

前3号に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項

5 京都府地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「京都府地域防災計画」等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

府は、**国民保護法その他の法令、基本指針に基づいて**国民保護措置を実施し、特に留意すべき事項として、国民保護措置に関する基本方針を以下のとおり定める。

(1) 基本的人権の尊重

府は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

府は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 府民に対する情報提供

府は、武力攻撃事態等においては、府民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、新聞、放送、インターネット等適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

府は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をはじめ、府内の様々な機関・団体などと平素から相互の連携体制の整備に努める。

特に、南北に長く、**高速道路等が東西方向に横切る**府の特性を考慮して、効果的な住民の避難を図るため、近隣府県との連携体制の構築に努める。

(5) 府民の協力

府は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、府民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、府民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、府は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

府は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を考慮して、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自主、自律を保障することにより、

その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、府は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

府は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者、日本語の理解が不十分な外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国際人道法の的確な実施

府は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

府は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請等に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(10) 外国人への国民保護措置の適用

府は、府内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

(11) 観光旅行者等への国民保護措置の適用

府は、国際観光都市である京都市を抱え、多くの観光旅行者等が府を訪れることから、これらの者についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

府は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおり定める。

なお、これらの機関や関係団体等連絡先等については、資料編に記載する。

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、府、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【府】

機関の名称	事務又は業務の大綱
府	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
大阪防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局(京都財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関(京都税関支署)	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
京都労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 (近畿支部)	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化天然ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局(大阪空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区气象台 (京都地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供

第八管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
------------	--

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者 日本放送協会(京都放送局) 朝日放送(株) (株)毎日放送 関西テレビ放送(株) 読売テレビ放送(株) 大阪放送(株) (株)京都放送 (株)エフエム京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 [バス事業者] 西日本ジェイアールバス(株) 近鉄バス(株) 京阪バス(株) 阪急バス(株) 京阪シティバス(株) 京阪京都交通(株) 京都バス(株) 京阪宇治交通(株) 京阪宇治バス(株) 京阪宇治交通田辺(株) 丹後海陸交通(株) 加悦フェローライン(株) 奈良交通(株) (株)ヤサカバス 京都交通(株) 京都ヤサカ観光バス(株) 明星自動車(株) 帝産観光バス(株)(京都支店) 国際自動車(株)(京都支店) [鉄道事業者] 日本貨物鉄道(株) 東海旅客鉄道(株)(関西支社) 西日本旅客鉄道(株)(京都支社) 近畿日本鉄道(株) 京阪電気鉄道(株) 阪急電鉄(株) 京福電気鉄道(株) 叡山電鉄(株) 嵯峨野観光鉄道(株) 北近畿タンゴ鉄道(株) [トラック事業者] 佐川急便(株)(関西支社) 西濃運輸(株)(京都支店) 日本通運(株)(京都支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

福山通運(株)(京都支店) ヤマト運輸(株)(京都主管支店) (社)京都府トラック協会	
電気通信事業者 西日本電信電話(株) (みやこ支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 関西電力(株)(京都支店)	1 電気の安定的な供給
ガス事業者 大阪瓦斯(株)(京滋導管部) (社)京都府エルピーガス協会	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社(京都中央郵便局)	1 郵便の確保
病院その他の医療機関等 (独)国立病院機構 (京都医療センター) (社)京都府医師会	1 医療の確保
河川管理施設及び道路の管理者 (独)水資源機構(関西支社) 西日本高速道路(株)(関西支社) 京都府道路公社	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社(京都府支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行(京都支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 府の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき府の地理的、社会的特徴は、以下のとおりである。

(1) 概況

府は、近畿地方の北部（東経136度03分～134度51分、北緯34度42分～35度47分）に位置し、南北140km、東西25～45kmと北西から東南の方向に長く伸び、東は福井県、滋賀県、三重県、西は兵庫県、大阪府、南は奈良県と接し、北は日本海に面している。面積は4,612 km²である。

(2) 地形

府の地域の大部分は、高さ1,000m未満の山地からなり、平地の面積は非常に少ない。平地の大部分は、京都、亀岡及び福知山の盆地であり、その他は山間部を流れる河川の周辺及び海岸の河口付近の幅の狭い平地である。

河川は、桂川、宇治川、木津川が合流して淀川となり大阪湾に注ぐ淀川水系と、上林川、土師川、牧川等の支流が合流して、日本海に注ぐ由良川水系に大きく大別される。

(3) 気候

気象は、大阪湾に注ぐ淀川水系と日本海に注ぐ由良川水系の分水嶺によって、南部と北部に分かれ、南部は瀬戸内海気候の、北部は日本海気候の特性を示している。北部では、丹後半島地域は、**冬季に雪が多い**という日本海気候の特性を顕著に示し、福知山盆地から丹後山地一帯は内陸性の気候であり、舞鶴湾・宮津湾付近一帯は、その両者の中間の気候である。これに対し、南部では、亀岡盆地から南山城山間部にかけて内陸性の気候を示している。

(4) 人口分布

平成12年10月1日現在の人口は、264万4,391人（男127万8,142人、女136万6,249）であり、市町村別にみると、京都市が146万7,785人と最も多く、府人口の55.5%を占めており、次いで宇治市18万9,112人、亀岡市9万4,555人、舞鶴市9万4,050人と続いている。

全国と比較しての特徴として、人口密度が1km²当たり573.3人（第10位）、府の一般世帯数に対する単独世帯の割合は、30.86%（第2位）、人口10万人当たりの外国人人口は1,705人（第3位）となっている。

(5) 道路の位置等

府内における道路は、大きく東西に伸びる国土軸と、南北に伸びる縦貫軸とに分けられる。

主な自動車専用道路として、近畿自動車道敦賀線（福井県境～兵庫県境）、名神高速道路（滋賀県境～大阪府境）、京滋バイパス（名神大山崎JＣ～滋賀県境）が東西に、京都縦貫自動車道（京都丹波道路（京都市西京区沓掛～丹波町）・綾部宮津道路（綾部市～宮津市））、京奈和自動車（城陽市～木津町）が南北に伸びている。

主な一般道路として、国道1号（滋賀県境～大阪府境）、171号（大阪府境～京阪国道口）、173号（兵庫県境～国道27号）、175号（兵庫県境～国道27号）、163号（三重県境～奈良県境）などが東西に伸び、国道9号（兵庫県境～五条通烏丸）、24号（奈良県境～河原町通九条）、27号（福井県境～国道9号）などが南北に伸びている。

(6) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、京都市を中心として、JR山陰本線、JR奈良線、近鉄京都線が南北に、JR東海道本線とJR東海道新幹線が東西に伸びている。また、阪急、京阪が京阪神の大都市間輸送を担い、京都市地下鉄が市内南北、東西に伸び京都市内の輸送を担っている。

また、北部地域では、JR舞鶴線、JR福知山線、JR小浜線、KTR宮津線、KTR宮福線が北部の主要都市を結び、南部地域では、JR片町線が大阪府へ、JR関西本線が奈良県と三重県へと伸びている。

港湾は、重要港湾として関西経済圏の日本海側唯一の門戸港である京都舞鶴港があり、地方港湾として、宮津港、久美浜港、京都市南部の宇治川沿いに位置する歴史的な内陸河川港伏見港がある。

(7) 自衛隊等施設

府内の自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊の福知山駐屯地（福知山市）、桂駐屯地（京都市）、宇治駐屯地（宇治市）、大久保駐屯地（宇治市）のほか、**祝園分屯地**（精華町）が、海上自衛隊の施設として、舞鶴地方総監部、舞鶴航空基地隊（舞鶴市）が、**航空自衛隊の施設として、経ヶ岬分屯基地**（京丹後市）などがある。

また、**第八管区海上保安本部**（舞鶴市）が所在している。

(8) その他の特性等

府は、国際観光都市である京都市を抱え、年間約6,866万人（1日当たり約19万人）もの多くの観光旅行者等が訪れる。（平成16年 京都府観光入込客調査）

また、重要文化財2,207件（全国2位（17.9.1現在））と数多くの貴重な文化財が所在し、京都市及び宇治市等の寺社及び城17件が、世界文化遺産に登録されている。

さらに、29の大学が府内に所在し、人口10万人当たりの大学数1.06校（全国2位）となっている。

隣接する福井県には、様々な種類の原子力発電所が立地されており、特に、舞鶴市と綾部市の一部は、高浜発電所の10キロ圏内に位置する。

なお、「府の地形図」「府の年間気温・月別降水量」「幹線的な道路図」「府内の鉄道網」「港湾の概況」「府内の自衛隊施設一覧」については、資料編に記載する。

第5章 府国民保護計画が対象とする事態

府国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を、計画の対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針に示されている。

着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃
弾道ミサイル攻撃	弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針及び本計画第3編第3章第3の3を参照

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）

(2) 緊急処理事態の事態例として、次の4事態が基本指針に示されている。

攻撃対象施設等による分類	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃 ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
攻撃手段による分類	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来

上記の事態例の特徴等については、基本指針及び本計画第3編第3章第3の3を参照

3 府において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、府の区域における武力攻撃事態の具体の想定を行うことは困難であるが、府の地理的・社会的特性から、隣接する福井県の原子力発電所に対する攻撃や列車・観光地等へのテロ攻撃に留意する必要があると思われる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

府は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、府の各部局における平素の業務、府職員の参集等について、以下のとおり定める。

1 府の各部局における平素の業務

府の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災をはじめ様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。

また、国民保護に関する措置の総括、各部局間の調整、企画立案等の他、以下の国民保護措置に係る平素の業務については、危機管理監が行うものとする。

なお、各部局の平素の業務の詳細については、別に定める。

【国民保護措置に関する平素の業務】

計画関係	<ul style="list-style-type: none">・府国民保護計画の見直し、変更に関すること・府国民保護協議会の運営に関すること・市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画に関すること
避難、救援関係	<ul style="list-style-type: none">・避難施設の指定に関すること・緊急通報の発令に関すること
武力攻撃災害対処関係	<ul style="list-style-type: none">・安否情報の収集体制の整備に関すること
その他	<ul style="list-style-type: none">・国民保護措置についての研修・訓練に関すること・国民保護に関する啓発の総括に関すること・赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関すること

2 府職員の参集等

(1) 職員の迅速な確保

府は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応

に万全を期すため、緊急時指定職員などにより、武力攻撃事態等に対処するための参集体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

府は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、自然災害時等における体制を活用し、職員による当直により24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 職員への連絡手段の確保

府は、緊急時における参集予定職員の連絡網をあらかじめ整備するとともに、電話・メール等により常時連絡できる体制を整備する。

また、緊急時に参集することが予定されている職員は、携帯電話等を携行するなど常に連絡が取れるよう努めるものとする。

(4) 職員の参集が困難な場合の対応

府は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(5) 職員の**所掌事務**

府は、参集した職員の行う**所掌事務**を、あらかじめ定める。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

府は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、府民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)

	車両等の破損措置に関する事。(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。(法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)	
訴訟に関する事。(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

府は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、**府文書規程、府文書の保管、保存等に関する規程等**の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

府は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化(民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2章 関係機関との連携体制の整備

府は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、これら関係機関との連携体制の整備について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

府は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、国民保護協議会や京都府危機管理関係機関連絡会議など防災・危機管理等の既存の連携体制も活用し、関係機関との連携の強化に努める。

また、府国民保護計画と、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

【京都府危機管理関係機関連絡会議】

目的	京都府域における危機管理に係る連携方策等に関する協議、意見交換等を行う。
構成機関	京都府、府警察本部、京都市、京都府消防長会、第八管区海上保安本部、陸上自衛隊第7普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、日本赤十字社京都府支部、京都府医師会

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

府は、指定行政機関及び指定地方行政機関への国民保護措置の要請や情報の提供などが円滑に行えるよう連携体制の構築に努める。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や府国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛庁・自衛隊との連携

府は、防災のための連携体制を活用しつつ、NBC攻撃など武力攻撃事態等の特有の事項を含め、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、相互の情報連絡体制の充実、共同の訓練の実施等に努め、防衛庁・自衛隊との連携を図る。

なお、自衛隊の部隊等の派遣要請を円滑に行えるよう事務手順書を別途策定する。

3 他の都道府県との連携

(1) 相互応援体制の整備

府は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行うなど、広域にわたる避難の実施、物資及び資材の供給並びに救援の実施における都道府県間の相互応援体制を整備する。

(2) 近接する府県の間での情報共有

府は、あらかじめ広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段、避難施設等国民保護措置の実施に必要な情報について、近畿府県危機管理連絡会議等を活用し、近畿2府7県相互において共有するよう努める。

特に、生物剤による攻撃にあつては、府域を越える広域的な対応が重要であるため、保健所、府環境衛生研究所等の機関は、近接府県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 広域緊急援助隊の充実・強化

府警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 他の都道府県に対する事務の委託

府は、国民保護措置の実施に必要な事務の一部を委託する場合に備え必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村との緊密な連携

府は、市町村と緊密な連携を図る。特に、避難の指示、避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保など、府と市町村との間で調整が必要な分野に留意する。

(2) 市町村国民保護計画の協議

府は、市町村国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(3) 広域振興局を核とした連携体制の構築

府は、広域振興局のブロック毎に「危機管理関係機関連絡会議（仮称）」を設置

し、府及び市町村間の危機管理に関する連携の強化を図る。

また、防災のために締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行う際に、支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(4) 市町村の行うべき事務の代行

府は、市町村の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村に代わって行う場合に備え、必要な準備・調整を行う。

なお、円滑に事務の代行が行えるよう、事務手順書を別途策定する。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

府は、府内消防機関との間の情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、府内消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

府は、消防団が、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、団員の出動に対する事業所等の理解獲得への取組、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置に係る訓練への消防団の参加について配慮する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

府は、府内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

また、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(2) 関係機関との協定の締結等

府は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定・委託契約について、武力攻撃災害への適用の確認・見直しを行うなど、自然災害時等に準じた必要な連携体制の整備を図る。

なお、関係機関との協定等については、一覧で整理し、資料編に記載する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

府は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）並びに他の地方公共団体に対して円滑に職員の派遣の要請が行えるよう、当該事務手順書を別途策定する。

7 ボランティア団体等との連携

(1) 自主防災組織に対する支援

府は、市町村と連携し、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

府は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社京都府支部、京都府社会福祉協議会及びボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

8 府内の様々な機関、団体との協力関係の構築

府は、市町村と連携し、武力攻撃等の情報、警報、避難の指示、緊急通報など様々な情報を的確かつ迅速に提供し、被災情報や安否情報の収集を円滑に実施するため、府内の様々な機関や団体との危機管理に関する協力関係の構築に努める。

警報等の伝達	学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者
安否情報の収集	医療機関、学校、大規模事業者
その他	大学、観光関連事業者、生活関連等施設の管理者

第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備

武力攻撃事態等においては、国民保護措置に関する情報、警報及び避難の指示、被災情報、安否情報など様々な情報を関係機関相互間で共有し、府民に対して的確かつ迅速にこれらの情報を伝達することが重要である。このため、府は、通信の確保及び情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 通信の確保

(1) 府の通信の確保

府は、自然災害時等において確保している通信手段を活用し、国、市町村、関係機関との非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する以下の対策を推進する。

京都デジタル疎水ネットワークによる地上系と衛星通信系の防災情報システムによる信頼性と安全性の高い防災行政無線の整備

携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等による複数の情報伝達手段の整備

自然災害時等における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携

情報伝達ルートが多ルート化や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保や停電等に備えた非常電源の確保

(2) 府警察における通信の確保

府警察は、**近畿**管区警察局、府及び市町村等と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

2 情報収集・提供等の体制整備

(1) 府の体制の整備

府は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び府民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に

実施するための体制を整備する。

体制の整備に際しては、**自然災害時等**における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供に留意する。

(2) 関係機関との情報の共有

府は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、防災のシステムを活用し、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(3) 府民に対する情報提供体制の構築

府は、指定地方公共機関である放送事業者をはじめ、コミュニティFMやCATV事業者などとの連携の強化やIT等を活用した迅速な情報提供システムの構築に努めるとともに、市町村に対する必要な支援を行うことにより府民に対する的確かつ迅速な情報提供体制の整備を図る。

(4) 警報等の通知に必要な準備

府は、警報や避難の指示などを府民に的確かつ迅速に伝達できるよう、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡先、連絡方法をあらかじめ把握するとともに、府内の学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担を考慮して、連絡体制を構築する。

なお、警報や避難の指示などを通知する機関の連絡先・連絡方法等については、資料編に記載する。

府は、警報等の国民保護に関する情報の通知や府民への伝達を円滑に行えるよう、別途「府民への情報伝達マニュアル(仮称)」を策定する。

(5) 府警察における体制の整備

府警察は、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備するとともに、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

(6) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

府は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、府における安否情報に係る事務処理体制を整備する。また、市町村の行う安否情報の収集を支援するため、市町村の安否情報収集体制を把握する。

府は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある府が管理する医療機

関、諸学校等の所在及び連絡先について、あらかじめ把握する。

また、府対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知する。

なお、これら機関の連絡先・連絡方法等については、資料編に記載する。

府は、安否情報の収集・提供を円滑に実施できるよう、別途「安否情報収集・提供に係る事務マニュアル（仮称）」を策定する。

(7) 被災情報の収集・報告に必要な準備

府は、被災情報の収集、整理や総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するための事務処理体制の整備を図るとともに、市町村及び指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、府に報告するよう周知する。

また、迅速に被災状況を把握できるよう、大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づく京都市消防局のヘリコプター及びヘリコプターテレビ伝送システムの活用について、事前に調整を行う。

3 市町村における体制整備

(1) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備の促進に努めるとともに、通信手段の多重化を図るなど、通信の確保に努めるものとする。

(2) 住民への情報伝達体制の整備

市町村は、防災行政無線や広報車、消防団等によるほか、自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達など住民への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(3) 警報等の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会などの市町村の実情に応じてあらかじめ定めるもの）に伝達するものとする。

(4) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理の事務処理体制を定め、必要な研修・訓練に努めるものとする。

また、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める

可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

(5) 被災情報の収集・報告に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び府への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報収集・報告に関する事務処理体制を定め、必要な体制の整備に努めるものとする。

第4章 避難及び救援に関する体制の整備

府は、避難及び救援に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、避難及び救援に関する体制の整備に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

府は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、府の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を整備する。

なお、これらの基礎資料については、資料編に記載する。

府は、避難住民の誘導を円滑に実施するため、避難誘導に係る手順等を定めた「避難誘導支援マニュアル（仮称）」を策定する。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備等

府は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、府内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を整備する。

なお、これらの基礎資料については、資料編に記載する。

府は、救援を円滑に実施するため、「救援実施マニュアル（仮称）」並びに医療の実施の要請等及び救援の際の物資の売渡し要請等に係る事務手順を策定する。

(2) 電気通信事業者との協議

府は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、災害など他の緊急事態への活用も含め、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

府は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合、医療関係団体等の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町村との調整

府は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援に関する事務の一部の実施について、市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容等について、あらかじめ市町村と調整する。

3 運送事業者の運送力・運送施設の把握等

(1) 運送事業者との連携の強化

府は、国と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、関係団体との運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制の整備に努める。

(2) 運送事業者等の運送力の把握

府は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認及び運送事業者や近畿運輸局等の協力により、運送事業者の運送力や、道路、鉄道等の運送施設に関する情報をあらかじめ把握する。

また、他の運送事業者や市町村などの関係機関等が保有するバスなど運送手段の保有状況の把握に努める。

なお、運送力や運送施設に関する情報については、資料編に記載する。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画の策定等

府警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、自然災害時等における体制を活用し、交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定するとともに、広域交通管理体制の整備を図る。

(2) 緊急交通路候補路線の選定

府警察は、緊急交通路候補路線をあらかじめ選定し、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるよう努める。

~~なお、緊急交通路候補路線については、資料編に記載する。~~

(3) 緊急交通路候補路線の整備

府警察は、自動起動型信号機電源付加装置、交通情報板、交通監視カメラ等**交通安全施設の整備**を行う。

府は、自ら管理する道路・橋・トンネル等の危険個所の整備を行う。

(4) 緊急通行車両に係る確認手続

府警察は、武力攻撃事態等において、府公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(5) 道路管理者との連携

府警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるよう、道路管理者との密接な連携を図る。

5 避難施設の指定

(1) 指定対象施設

府は、府域の人口、都市化の状況などの地域の実情を踏まえ、市町村と連携・調整しながら、以下の避難施設を指定する。

なお、災害対策基本法に基づき指定されている**避難場所等**については、原則指定するものとする。

施設	主な目的
学校、公民館、体育館等	・ 避難住民等の収容施設 (避難が比較的長期に及ぶ場合も想定)
公園、広場、駐車場等	・ 避難の際の一時的な集合場所 ・ 救援(炊き出しや医療の提供など)の実施場所 ・ 応急仮設住宅等の建設用地
堅ろうな建築物、地下街、地下駅舎等	・ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所

(2) 指定に当たっての留意事項

一定の地域に避難施設が偏ることのないよう、できるだけ多くの施設の確保に努める。また、都市部においては、地下街又は地下駅舎を必要に応じ指定する。

避難住民を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模の施設を指定するよう配慮する。

物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の収容や救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定す

るよう配慮する。

火災の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

府は、避難施設を指定する場合、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

府は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、府に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設の指定情報の共有化と住民への周知

府は、**定期的に**、国の定める標準的な項目に従って、避難施設の指定情報等を整理し、国に報告するとともに、国において整備されるデータベースを活用して、市町村、府警察、消防機関及び近隣府県と情報の共有化を図る。

また、市町村、府警察、消防機関等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等必要な情報を府民に周知する。

なお、避難施設に関する情報については、資料編に記載する。

6 医療活動を実施するための体制整備等

(1) 連絡・連携体制の整備

府は、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化を図るとともに、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備に努める。

(2) 多数の負傷者発生時の連携体制の整備

府は、多数の負傷者が発生した場合において、府警察、消防機関、医療機関をは

はじめとする関係機関が連携して、迅速な救急救助活動等を実施できる体制の整備を図る。

なお、関係機関が連携して救急救助が行えるよう、「多数の負傷者発生時対処マニュアル（仮称）」を策定する。

7 市町村における体制の整備

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、府、府警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にして複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

(2) 運送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、府と連携して市町村内の運送力、運送施設に関する情報を把握するものとする。

(3) 救援の準備

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

第5章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、生活関連等施設（武力攻撃等を受けると、周囲に多大な被害を及ぼしたり、府民生活に大きな影響を与える施設のこと、ダムや発電所、火薬類や毒劇物等を多量に取り扱う施設）の安全確保に特に配慮する必要があるため、これら施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

府は、府内に所在する以下の生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき、施設名称、連絡先等の情報を把握する。

施設の種別	対 象
発電所、 変電所	電気事業法第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万kW以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万V以上のものに限る。)
ガス工作物	ガス事業法第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。)
取水・貯水・浄水施設、 配水池	水道法第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
鉄道施設、 軌道施設	鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設又は軌道法による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの
電気通信事業用交換 設備	電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数に3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数に3万に満たないものを除く。)
放送用無線設備	日本放送協会又は放送法第2条第3号の3の一般放送事業者(同条第3号の4の受託放送事業者及び同条第3号の5の委託放送事業者を除く。)が同条第1号の2の国内放送を行う放送局(同条第3号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるもの

	を除く。)であって、同法第2条の2第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送(同法第2条第1号の放送をいう。)をされる同法第2条第4号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備
水域施設、 係留施設	港湾法第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設
ダム	河川管理施設等構造令第2章の規定の適用を受けるダム
危険物質等の取扱所	国民保護法第103条第1項の危険物質等の取扱所

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者等に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点(以下「安全確保の留意点」という。)を通知するなど周知に努める。

(2) 府警察など関係機関との連携

知事は、生活関連等施設に関し、府警察、**海上保安庁**、市町村、消防、自衛隊、生活関連等施設を管理する関係機関等との連携強化に努める。

(3) 府が管理する生活関連等施設の安全確保

府は、自ら管理する生活関連等施設について、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置の実施のあり方を定める。

(4) 管理者に対する要請

府は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合、施設の管理者の自主的な判断に基づき、安全確保措置が定められるよう留意する。

(5) 管理者に対する助言

府警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘察し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備するものとする。

また、安全確保の留意点に基づき、市町村の管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第6章 物資及び資材の備蓄、整備

府は、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄の活用

府は、避難や救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねて整備する。

なお、国民保護措置に従事する職員の飲料水や食料などについても同様とする。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

府は、国民保護措置の実施のため特に必要となる資機材や特殊な薬品等については、国と連携し調達体制を整備するとともに、国の整備の状況等も踏まえ、必要に応じ備蓄する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

府は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備を図るため、国、市町村、近隣府県と連携し、相互に備蓄状況の把握に努め、**自然災害時等**における協定等について必要な見直しを行うなど備蓄物資等を融通しあえるよう関係強化に努める。

(4) 物資の調達体制の整備

府は、公的備蓄だけでは対応できない場合に備え、食料品、生活必需品などの調達、あっせんを円滑に行えるよう、企業等との連携強化に努め、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」等について必要な見直しを行うなど調達体制の整備に努める。

(5) 物資集配地の確保

府は、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を行う必要がある場合、防災であらかじめ定めた集配予定地を活用する。

2 府が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

府は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、府が管理する備蓄倉庫等の施設及び設備について、整備、点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

府は、府が管理する上下水道、工業用水道等の施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、整備・点検を行うとともに、系統の多重化、バックアップ体制の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

府は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、適切な保存を図り、バックアップ体制の整備に努める。

3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、府と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第7章 国民保護に関する研修及び訓練、啓発

府は、府職員の危機管理能力の向上に資する研修・訓練を実施するとともに、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において府民がとるべき行動等についての啓発等を行うため、府が実施する研修及び訓練、啓発について、以下のとおり定める。

1 研修

府は、府職員の危機管理能力の向上を図るため、必要に応じて外部有識者等を講師に招き研修会等を開催するほか、職員研修・研究支援センター等において行われる研修も活用し、広く職員の研修機会を確保する。

また、国の研修機関の研修課程や国が作成するビデオ教材やe - ラーニングを活用する。

2 訓練

(1) 府における訓練の実施

府は、市町村とともに、国、近隣府県等関係機関と共同するなど、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施する。

また、テロ等をはじめとする具体的な事態を想定し、府危機管理関係機関連絡会議等と十分連携を図りながら、実践的な訓練の実施に努める。

なお、訓練の形態については、訓練の目標、実施効果等を考慮の上、選定を行う。

[訓練項目]

緊急時指定職員等の参集訓練及び府対策本部設置運営訓練

被災情報・安否情報等の情報収集訓練

警報・避難の指示等の通知・伝達訓練

避難誘導訓練

救援実施訓練

[主な訓練の形態]

実動訓練（人・物等を実際に動かす訓練）

図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる訓練）

(2) 訓練に当たっての留意事項

実施する訓練の種別などに応じて、府民に当該訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努める。その際、訓練の開催時期、場所等は、府民の参加が容易と

なるよう配慮する。

訓練終了後は、事後評価を行うとともに、課題や教訓を明らかにした上で、国民保護計画の見直し等に反映させる。

学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

3 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

府は、国と連携しつつ、府民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、様々な事態から安全を確保できるよう、危機対処能力の向上や国民保護措置の重要性について、継続的に啓発を行うとともに、府民向けの研修会、講演会やフォーラム等を開催する。

(2) 防災に関する啓発との連携

府は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

府教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、府立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

府は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して府民への周知を図る。

また、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合やテロが発生した場合に府民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、府民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

府警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

5 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、府が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行う**よう努める**ものとし、府国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第 8 章 要配慮者等への支援体制の整備

府は、武力攻撃事態等において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を市町村をはじめとする関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

第 1 要配慮者対策

(1) 要配慮者の所在の把握等

市町村は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、高齢者や障害者などの要配慮者に関する情報を、平素から収集するとともに、要配慮者マップを作成するなど所在の把握等に努めるものとする。

情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱うものとする。

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

府の支援等

府は、市町村が要配慮者に対し警報、避難の指示などの情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認を行うことができるよう、防災行政無線を活用して、市町村に的確かつ迅速な情報の伝達を行う。

また、ITによる情報等の伝達や安否確認のシステムの構築に努めるなど必要な支援を行うとともに、**放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思疎通を図る。**

地域における協力体制の整備

市町村は、平素から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努めるものとする。

(3) 避難支援体制の整備

市町村は、要配慮者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の要配慮者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 病院等施設在所者の避難誘導體制の整備

府は、市町村と連携して、病院、老人福祉施設、障害者援護施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対して、消防計画等を**参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。**

(5) 避難施設対策等

府は、市町村と連携し、介助員等の配置など要配慮者の特性に配慮した避難所の運営の支援に努める。

府は、市町村と連携し、要配慮者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受け入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

(6) 要配慮者の安全確保

市町村は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において要配慮者が迅速かつ適切に行動できるよう、特に配慮するものとする。

府及び市町村は、住民等の協力も得て要配慮者を含めた訓練を実施する。

府及び市町村は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

府及び市町村は、点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

第2 外国人対策

(1) 外国人支援体制の整備

府は、市町村とともに、府国際センターや各市町村の国際化協会等をはじめ大学等関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援するシステムの整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

府は、市町村とともに、日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示などの情報について多言語化に努めるとともに、外国語放送~~(国内向)~~を実施している**F M放送局等の放送事業者への放送実施の**協力依頼を行うものとする。

また、在関西外国公館との日頃からの十分な連携に努める。

(3) 避難施設の運営

府は、市町村と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(4) 外国人の安全確保

府及び市町村は、防災等の広域避難場所や避難路標識、道路標識等の表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

府、市町村及び防災関係機関は、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。

府及び市町村は、国とも連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。

府及び市町村は、外国人雇用者の多い企業・事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう努める。

府及び市町村は、通訳・翻訳ボランティアとの連携~~→~~活用体制の確保に努める**ものとする。**

第9章 観光旅行者等の保護

国際観光都市である京都市をはじめ府には、多数の観光旅行者等が訪れる。武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示などの多くの情報が、市町村から自治会等を通じて府民に伝達されることとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから外れており、地理にも不案内である。こうしたことから、府は、観光旅行者等に対し、府民と同様、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要な対策について、以下のとおり定める。

なお、外国人観光旅行者等については、前章第2の外国人対策も踏まえ、情報の多言語化など、特に配慮を行うものとする。

1 観光旅行者等への情報伝達体制の構築

(1) 観光旅行関係団体との連携

府は、市町村と連携し、観光旅行者等に対し警報、避難の指示などを的確かつ迅速に伝達できるよう、府観光連盟、京都市観光協会をはじめとする各市町村の観光協会や観光関係の団体等を通じた旅館、ホテル、観光施設への情報伝達体制及び観光旅行者が利用すると考えられる公共交通機関やタクシー、コンビニエンスストア等との情報伝達体制の整備に努める。

(2) 観光旅行者等への情報提供

府は、市町村と連携し、観光旅行者等への情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報提供窓口の設置やITによる情報等の伝達システムの構築に努めるとともに、**放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思の疎通を図る。**

2 帰宅困難な観光旅行者等対策

他の都道府県で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関等が途絶し、当該都道府県に帰宅が困難な観光旅行者等が多数発生することも想定される。こうしたことから、府は、市町村と連携し、「相談窓口等の設置」「帰宅支援活動」の対策について、あらかじめ検討する。

また、こうした事態が長期間に及ぶ場合に備え、帰宅困難な観光旅行者等のための一時的な滞在所の設置などの措置について、国とも連携し、協議・検討する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1 事態認定前における初動体制

府は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、府民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、国による事態認定前の段階における府の初動体制について、以下のとおり定める。

なお、通常のテロ事案についても、本体制により対応することとする。

1 情報連絡体制の整備

府は、市町村、消防、警察等からの府内における武力攻撃の兆候の通報や他府県での**武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案**の発生などを把握した場合、必要に応じ関係職員を参集させ、直ちに警戒体制をとり、危機管理監は、以下の対応を行う。

武力攻撃の兆候の通報や他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生について、直ちに知事へ報告する。

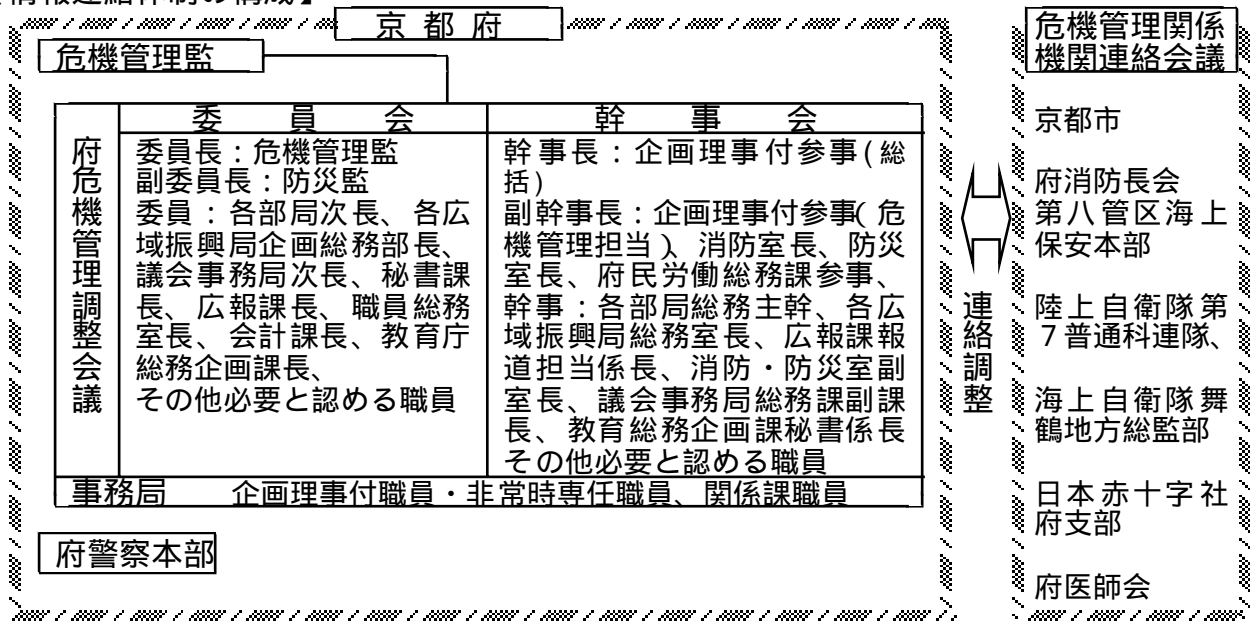
府危機管理調整会議を開催し、以下の事項について協議・検討する。

- ア 情報の収集・分析に関する事
- イ 府民への広報や報道対応に関する事
- ウ 必要な初動措置に関する事

京都府危機管理関係機関連絡会議構成機関などの関係機関と連絡調整を行う。

収集・整理した情報を適宜、知事に報告し、必要に応じ指示を仰ぐ。

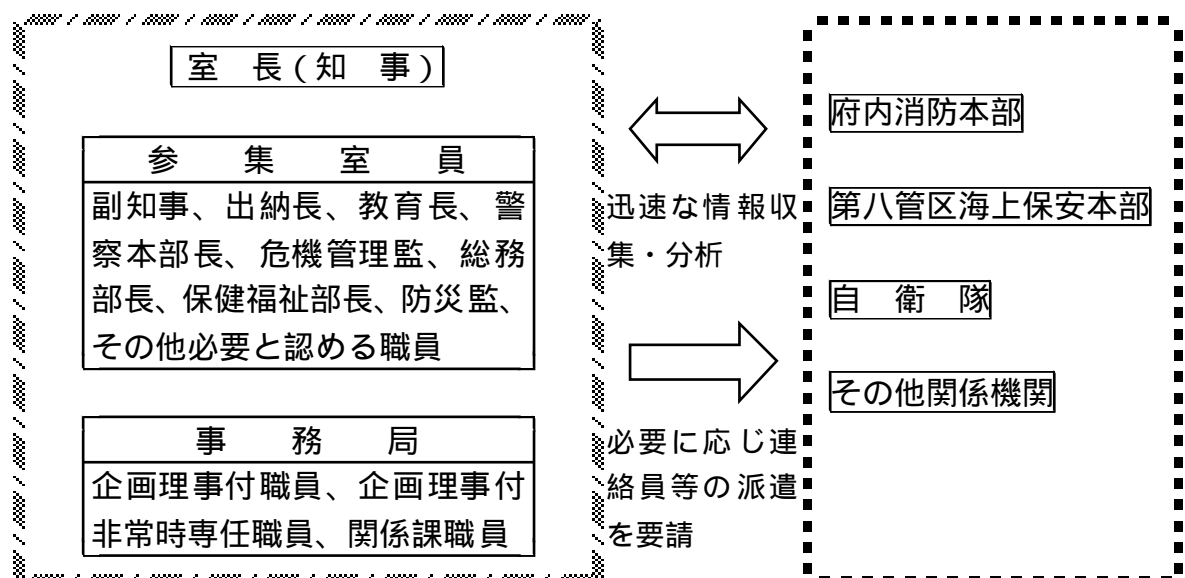
【情報連絡体制の構成】



2 緊急事態連絡室の設置

知事は、市町村、消防、府警察等からの情報により、府内において**武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案**の発生を把握した場合、又は近隣府県で**武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案**が発生し避難住民の受入などの準備を行う必要がある場合、府としての確かかつ迅速に対処するため、京都府緊急事態連絡室（以下「府緊急事態連絡室」という。）を速やかに設置する。

【府緊急事態連絡室の構成】



3 緊急事態連絡室の初動措置

(1) 国への報告

府は、府緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生等について、消防庁を経由（府警察においては、警察庁を経由）して国〔内閣官房〕に連絡する。

(2) 関係機関との連携

府緊急事態連絡室は、国、府警察、消防、第八管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し迅速に情報提供を行う。

また、必要に応じ、国、自衛隊などの関係機関から連絡員等の派遣を要請する。

(3) 初動対応

府は、府緊急事態連絡室において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化のための必要な調整を行う。

(4) 応援の要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、市町村から要請があったとき、又は、必要があると認めるときは、国、他の都道府県に対し支援を要請する。

4 国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 府緊急事態連絡室を設置した後に、国において事態認定が行われ、府に対し、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに京都府国民保護対策本部（以下「府対策本部」という。）を設置して、新たな体制に移行するとともに、府緊急事態連絡室を廃止する。

(2) 府対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行う。

第2 事態認定後の体制

府は、事態認定後において、迅速かつ的確な国民保護措置を実施するため、府対策本部の設置手順、組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 府対策本部の設置

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を經由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに府対策本部を設置するとともに、その旨を府議会に報告する。

また、知事は、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を經由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を行うよう要請する。市町村長から、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

なお、他府県において武力攻撃災害が発生し、内閣総理大臣から対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知がない場合においても、必要に応じ、府緊急事態連絡室を設置する。

2 府対策本部の設置場所

府対策本部は、府庁庁舎内に設置する。

また、府庁庁舎が被災するなど府対策本部を府庁庁舎内に設置できない場合には、総合庁舎等の中から事態の状況等を考慮して指定した施設に設置する。

府域を越える避難が必要で、府内に府対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と府対策本部の設置場所について協議を行う。

3 府対策本部の組織

(1) 府対策本部長、副本部長、本部員

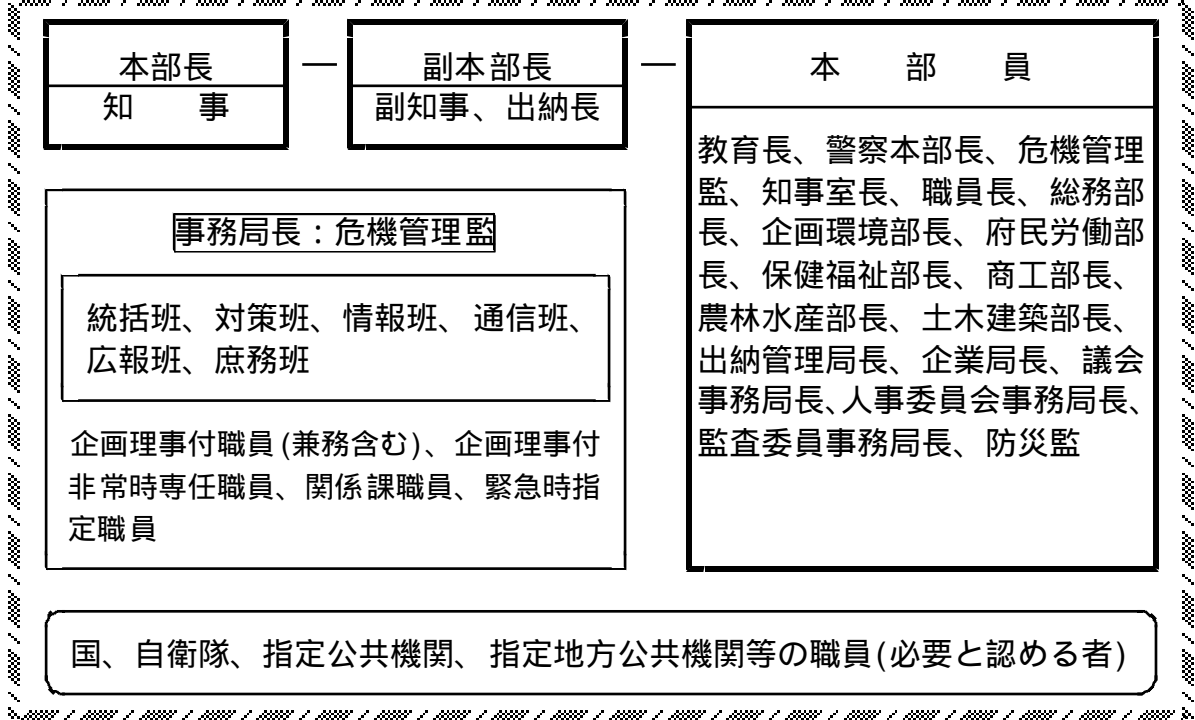
府対策本部本部長（知事、以下「本部長」という。）は、府対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

府対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事、出納長をもつ

て充て、本部長を助け、府対策本部の事務を整理する。

府対策本部の本部員は、教育長、警察本部長及び危機管理監、本庁各部局長、議会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、防災監をもって充てる。

【府対策本部の構成】



(2) 部の設置

本部長は、必要と認めるときは、各本部員を長とする部を設置し、各部長は、各部の事務を掌理する。

なお、各部の業務は、府地域防災計画災害対策本部等運用計画を参考に別に定める。

(3) 事務局の設置

府対策本部に事務局を設置する。事務局長は危機管理監とし、事務局員は、企画理事付職員（兼務含む）、企画理事付非常時専任職員、関係課職員、緊急時指定職員をもって充て、事務局に以下の班を置く。

班名	主 な 事 務
統括班	<ul style="list-style-type: none"> 府対策本部会議の運営に関する事項 本部長の重要な意思決定に係る補佐 本部長が決定した方針に基づく各部及び各班に対する具体的な指示及び調整
対策班	<ul style="list-style-type: none"> 府が行う国民保護措置に関する調整

	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国、他の都道府県、市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> 〔被災情報、避難や救援の実施状況、安否情報〕 〔その他統括班等から収集を依頼された情報〕 ・府対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・通信回線や通信機器の確保 ・ヘリコプターテレビ伝送システム等からの映像の収集、配信
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や府対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・府対策本部員や府対策本部職員のローテーション管理 ・食料の調達等庶務に関する事項

(4) 府対策本部会議

本部長は、府域における国民保護措置を総合的に推進するため、必要に応じ、副本部長及び本部員を招集し、府国民保護対策本部会議（以下「府対策本部会議」という。）を開催する。

なお、府対策本部会議は、以下の事務を協議・調整する。

- 国民保護措置の実施に関すること
- 市町村、指定公共機関等への応援に関すること
- 国、他府県に対する応援の要請に関すること
- 被災状況や府内における各関係機関の国民保護措置の実施状況などの情報の収集・伝達に関すること
- その他国民保護措置に関する重要事項

(5) 府対策支部の設置

本部長は、必要と認めるときは、各広域振興局管内ごとに広域振興局長を支部長とする府国民保護対策支部を設置する。

なお、各支部の業務は、災害対策支部規程等を参考に別に定める。

(6) 府現地対策本部の設置

本部長は、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要があると認めるときは、市町村との調整のもと、府現地対策本部を設置する。

府現地対策本部長や府現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 府対策本部の廃止

本部長は、内閣総理大臣から対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、府対策本部を廃止する。

4 府対策本部長の権限

本部長は、府域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

府域内の国民保護措置に関する総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・府、関係市町村、関係指定公共機関、指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。 ・市町村対策本部長から総合調整の実施を要請され、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行う。 ・本部長が行う総合調整は、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村、関係指定公共機関、指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。
国の対策本部長に対する総合調整の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・国の対策本部長に対して、指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。 ・この際、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。
職員の派遣の求め	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の実施に関し、指定行政機関、指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求める。 ・防衛庁長官に対し、その指定する職員の府対策本部会議への出席を求める（自衛隊の連絡員の派遣）
情報の提供の求め	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、国の対策本部長に対し、消防庁を窓口として、必要な情報の提供を求める。
国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	<ul style="list-style-type: none"> ・総合調整に際して、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

府警察及び府教育委員会に対する措置の実施の求め	<ul style="list-style-type: none"> ・府警察、府教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求める。 ・この場合、本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。
-------------------------	---

5 府対策本部の運営に係る留意事項

(1) 府対策本部における広報

府は、府民に正確かつ積極的に武力攻撃災害や国民保護措置の実施に係る情報提供を行うため、別に定める「危機事象発生時の広報マニュアル」等を参考に、広報を実施する。

(2) 通信の確保

府は、通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

府は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、情報通信施設に支障が生じた場合、要員を直ちに現場に配置するなど応急復旧作業を行う。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

府は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努める。

第3 体制及び職員の配備基準

府は、事態の状況に応じた職員の配備体制等の基準について、以下のとおり定める。
 なお、必要な動員については、武力攻撃事態等の態様ごとに、その都度判断する。

	事態の具体的な状況		配備体制
事態認定前	市町村、消防、府警察等から府内での武力攻撃の兆候の通報があった場合 他の都道府県で 武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案 が発生した場合	情報連絡体制	参集固定職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">危機管理監、企画理事付職員、企画理事付非常時専任職員、関係課職員</div> 事態の推移によって参集を求める職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">府危機管理調整会議構成職員 関係広域振興局職員</div>
	府内で、 武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案 が発生した場合 近隣の府県で 武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案 が発生し、避難住民の受入等の準備を行う必要がある場合	緊急事態連絡室	参集固定職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知事、副知事、出納長、教育長、警察本部長、危機管理監、総務部長、保健福祉部長、防災監</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画理事付職員、企画理事付非常時専任職員、関係課職員</div> 事態の推移によって参集を求める職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上記以外の部局長、府危機管理調整会議構成職員、関係広域振興局職員</div>
事態認定後	他府県において武力攻撃災害が発生した場合		
	国から対策本部を設置する都道府県として指定の通知を受けたとき		
	他の都道府県で武力攻撃災害が発生し、避難住民の受入等を行う必要がある場合	府国民保護対策本部	1号動員
	府内において、地域、被害が限定された武力攻撃災害の発生		2号動員
府内において、広域的、大規模な武力攻撃災害の発生		3号動員（全職員）	

上記表における1号～3号動員については、地域防災計画の動員計画による。

第4 市町村における体制の整備

(1) 事態認定前における市町村の体制

市町村が、多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、府の対応を参考に必要な対応をとるものとする。

市町村が「緊急事態連絡室（仮称）」等を設置した後、国による事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、緊急事態連絡室（仮称）等は廃止するものとする。

の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく措置等が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

(2) 市町村における通信等の確保

市町村は、警報及び避難の指示等を確実に住民に伝達できるよう、通信手段や伝達手段の確保に努めるものとする。

第2章 関係機関相互の連携

府は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関等相互の連携に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部との連携

府は、国の対策本部と、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行うとともに、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣するなど、国の対策本部との緊密な連携を図る。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

府は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

また、市町村から要請の求めを受けたときは、その趣旨を考慮し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うなど適切な措置を講じる。

指定行政機関、指定地方行政機関の窓口一覧：資料編参照

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に考慮し、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

なお、市町村長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣の要請をするよう求めることができない場合、特に必要があると判断するときは、

市町村長が当該区域において自衛隊に実施を希望する国民保護措置の内容等を防衛庁に連絡することができる。

(2) 派遣された自衛隊の部隊との連携

知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、府対策本部に派遣された連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図り、必要に応じ、避難住民の誘導などの措置を要請する。

なお、自衛隊が実施する国民保護措置は、以下のとおりである。

避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

「自衛隊の部隊等の国民保護等派遣要請マニュアル」：マニュアル集参照

4 都道府県間の応援、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

府は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

府は、他の都道府県から応援を求められたときは、求められた応援を実施できない場合、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

府は、他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合、国の対策本部が適切に総合調整等が実施できるよう、その内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡する。

府公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連

絡する。

府は、応援を求める都道府県とあらかじめ相互応援協定等を締結している場合には、当該協定等に基づき、応援を求める際の活動の調整や手続を行う。

(2) 事務の一部の委託

府は、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の都道府県に委託する場合、平素からの調整内容を踏まえ、以下により行う。

なお、他の都道府県から委託を受ける場合も同様とする。

関係都道府県との協議により、次の事項を定めて委託する。

ア 委託する都道府県の事務又は都道府県知事等の権限に属する事務（以下「委託事務」という。）の範囲

イ 委託事務の管理及び執行の方法

ウ 委託事務に要する経費の支弁の方法

エ その他必要な事項

委託事務を変更し、又は事務の委託を廃止するときは、関係都道府県と協議して行う。

事務の委託、又は委託事務の変更、若しくは事務の委託の廃止をしたときは、公示するとともに、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

事務委託又は委託事務の変更若しくは事務の委託の廃止をしたときは、速やかに、府議会に報告する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

(1) 措置の要請

府は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

(2) 応援

府は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保の応援を求められた場合、求められた応援を実施できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理

由のある場合を除き、必要な応援を行う。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

府は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

府は、 の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、 の職員の派遣について、あっせんを求める。

府の委員会及び委員は、 の職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

府は、市町村から当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に考慮し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に考慮し、必要に応じ、あっせんを行う。

職員の派遣の要請又はあっせんを求めるときは、派遣を求める理由、派遣を求める職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間、派遣される職員の給与その他の勤務条件等を記載した文書により行う。

「職員の派遣要請マニュアル」：マニュアル集参照

7 市町村に対する応援等

(1) 応援

府は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援を求められた場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 事務の代行

府は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

「事務の代行手続マニュアル」：マニュアル集参照

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

府は、市町村と連携し、自主防災組織が警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力を行う場合、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供など自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、安全の確保に十分配慮する。

(2) ボランティア活動への支援等

府は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、府は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアへのニーズや活動状況の把握及びボランティアへの情報提供、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保、ボランティアの生活環境への配慮等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

府は、関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものの把握に努め、救援物資のリスト及び送り先を府対策本部及び国の対策本部を通じて公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

また、府が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについての広報に努める。

9 府内の様々な団体、機関への協力要請

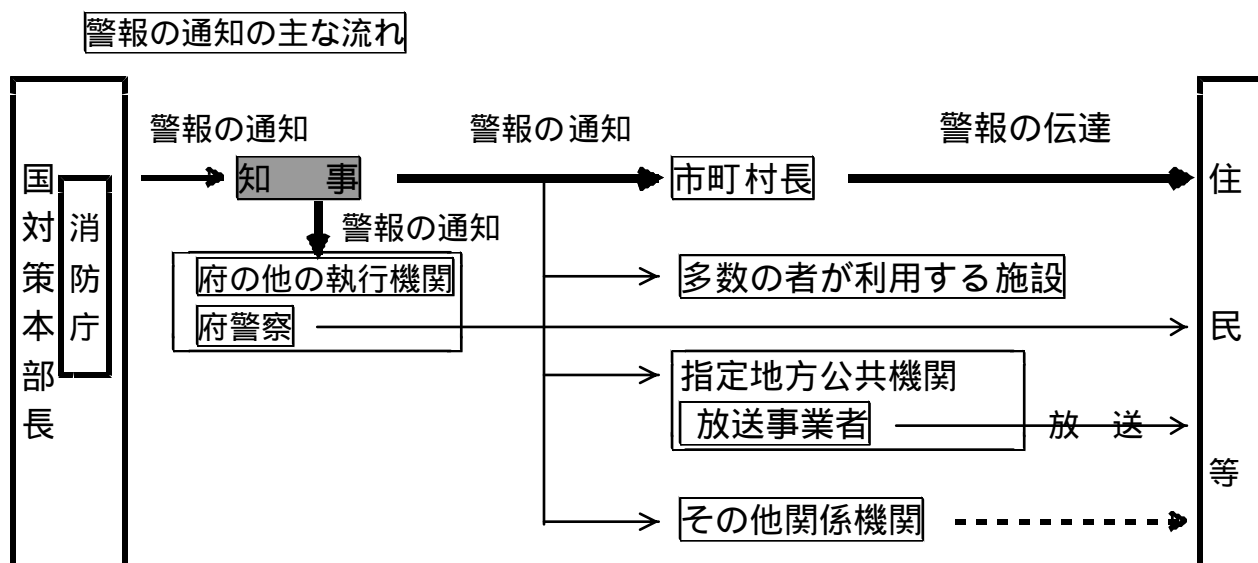
府は、大学、事業所、駅などの大規模集客施設や観光関連事業者などに対し、利用

者への警報や避難の指示などの情報伝達の協力を要請するとともに、医療機関、諸学校、大規模事業者などに対し、安否情報の収集の協力を要請する。

第3章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

府は、武力攻撃事態等において、府民の生命、身体及び財産を保護するため、府民に警報を迅速かつ的確に伝達することが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達に必要な事項について、以下のとおり定める。



1 警報の通知等

(1) 警報の通知

知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合、直ちに、府の他の執行機関、市町村長、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

なお、国からの警報は文書をもって発出され、その内容は以下のとおりである。

ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

ウ 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

イに該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

知事は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

知事は、放送事業者である指定地方公共機関に対し、特に迅速に警報を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送するものとする。その際、府は、言論その他表現の自由に特に配慮する。

(2) 府による警報の伝達等

府は、市町村と連携し、学校、病院、駅その他多数の者が利用する施設の管理者や府内の様々な機関・団体に対し、警報の内容を伝達するとともに、当該施設等から利用者等へ警報の内容を伝達するよう協力を要請する。

府は、警報について速やかに報道発表するとともに、府のホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/>）への掲載をはじめ、様々な広報媒体や防災・防犯情報メール配信システムなどにより府民への警報の内容の伝達に努める。

府は、要配慮者、日本語の不自由な外国人、観光旅行者などへの警報の内容の伝達に十分配慮を行う。

(3) 府警察による警報の内容の伝達等

府警察は、市町村と協力して、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるように努める。

(4) 警報の解除

知事は、国の対策本部長による警報の解除について消防庁から通知された場合、直ちに、府の他の執行機関、市町村長、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

「府民への情報伝達マニュアル」：マニュアル集参照

2 市町村長による警報の伝達等

(1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

(2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴するなど住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載など様々な手段を活用し、周知を図るものとする。

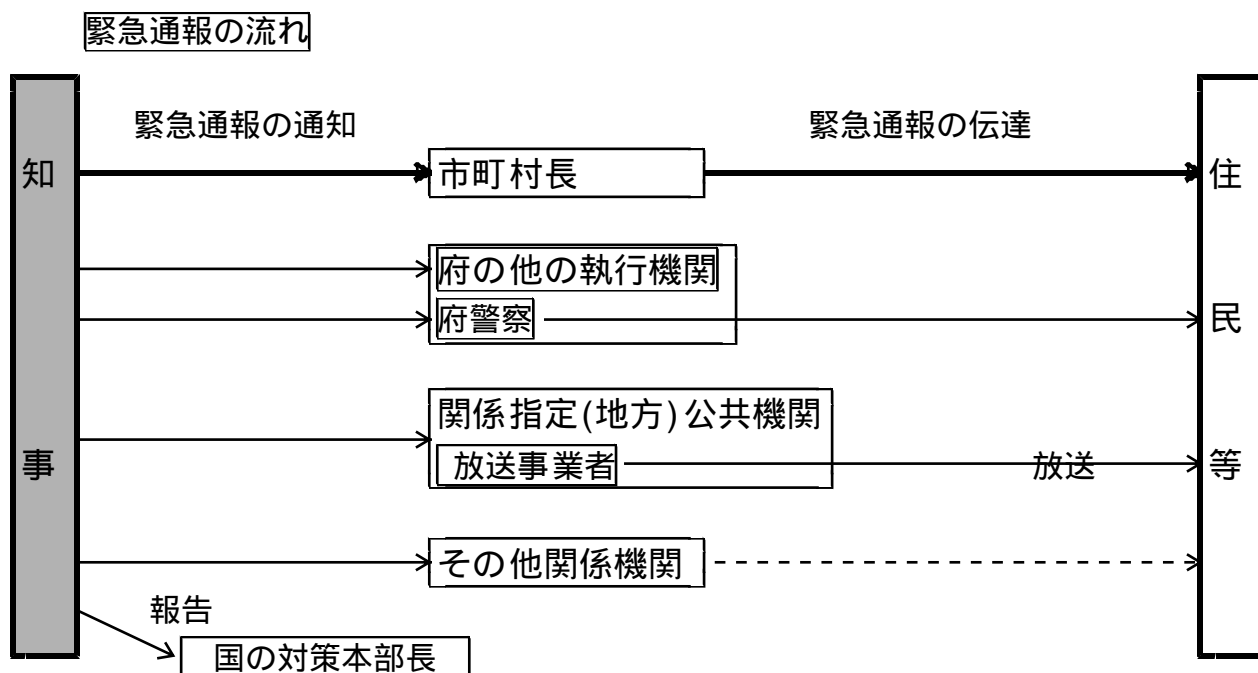
イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

- (3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

第2 緊急通報の発令

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、知事が発令する緊急通報について以下のとおり定める。



(1) 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による府民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、以下の内容により、速やかに緊急通報を発令する。

なお、緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

ア 武力攻撃災害の現状及び予測

イ 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

知事は、緊急通報を発令する場合、武力攻撃災害の兆候の通知や、市町村長、府警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に考慮する。また、これら機関等の意見を踏まえ、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 関係機関への緊急通報の通知等

緊急通報の関係機関への通知及び府民への伝達方法については、原則として警報

と同様とし、通知先については、**放送事業者や運送事業者等の関係**指定公共機関を加える。

- (3) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急通報の放送
放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送する**ものとされている。**

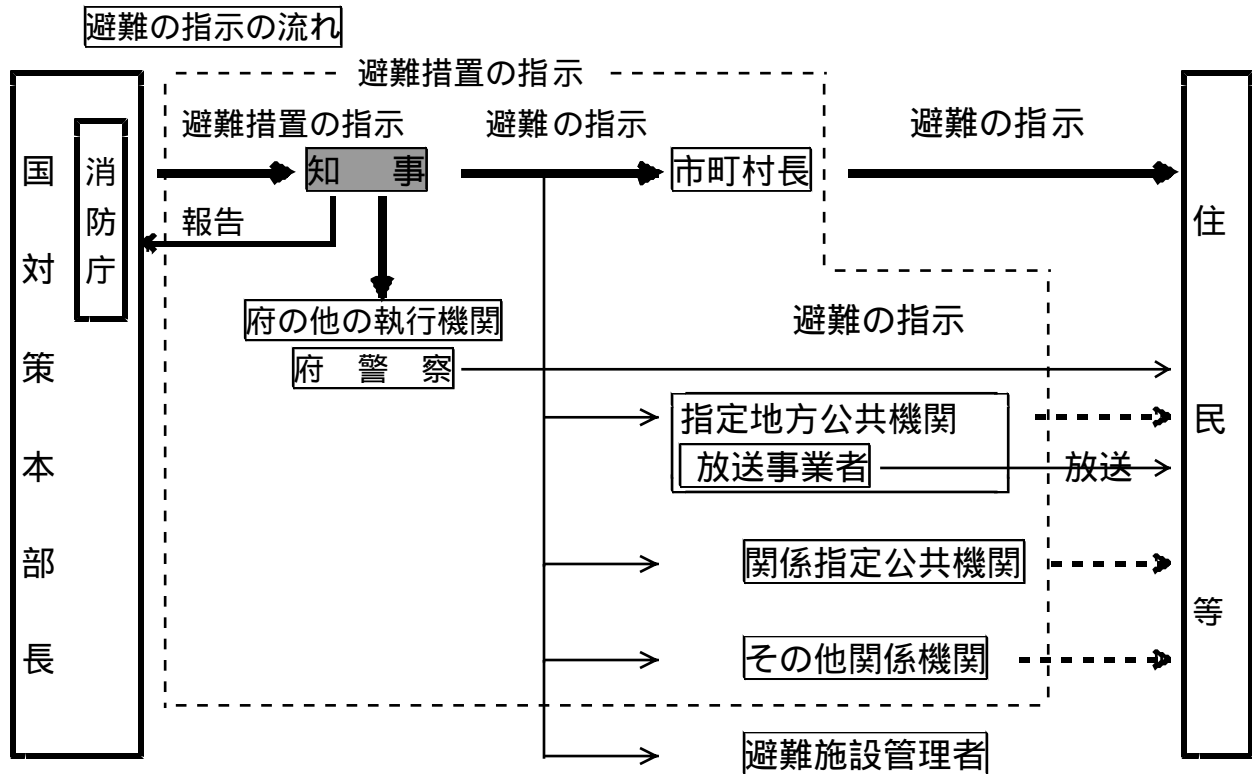
なお、その際、府は、言論その他表現の自由に特に配慮する。

- (4) 国への報告

知事は、緊急通報を発令したときは、速やかにその内容を国の対策本部長に報告する。

第3 避難の指示等

武力攻撃事態等において、府民の生命、身体及び財産を保護するためには、的確かつ迅速な避難の指示や避難住民の円滑な誘導がきわめて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。



1 避難措置の指示

知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示又は通知を受けた場合、直ちに、府の他の執行機関、市町村長、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

また、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、優先して通知するとともに、**京都市域においては、京都市が府と同様の立場で救援を行うことから、避難先地域に京都市が含まれるときは、あらかじめ意見聴取する。**

なお、国からの避難措置の指示の内容は、以下のとおりである。

- ア 要避難地域（住民の避難が必要な地域）
- イ 避難先地域（住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む））
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講じるべき措置の概要（指定行政機関等の行うべき国民保護措置）

2 避難の指示

(1) 避難の指示に際しての調整

知事は、避難措置の指示を受けた場合、速やかに避難の指示に必要な以下の内容等について関係機関等から情報を収集するとともに、協議等を行う。

要避難地域を管轄する場合	
市町村	避難住民の把握（住民以外の該当市町村滞在者等も含む） 誘導能力の把握 市町村からの支援要望の聴取及び広域的な調整の実施
国	国から府に対する支援状況の確認及び調整
府警察	避難経路の選定、交通規制の実施の調整 緊急通行車両の確認の調整 自家用車の使用等交通手段の調整
その他	自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整 道路の状況について、道路管理者へ確認 対応可能な輸送力や輸送方法について運送事業者である指定地方公共機関等と調整

避難先地域を管轄する場合	
市町村	避難施設の状況、受入体制の確認
その他	避難施設の開設について、施設管理者と調整 救援の準備等避難住民の受入に係る調整

(2) 要避難地域の拡大設定

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、知事は、地理的特性や交通事情等から要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、当該地域を管轄する市町村長と調整し、要避難地域の拡大を決定する。

(3) 避難の指示の内容

知事は、平素において準備した基礎的資料、関係機関との協議内容、収集した情報等をもとに、避難の指示の内容として、以下の事項を定める。

- ア 要避難地域
- イ 避難先地域
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講じるべき措置の概要
- エ 主要な避難経路
- オ 避難のための交通手段 等

住民の避難のための交通手段については、原則、徒歩、自転車及び公共交通機関（バス、鉄道等）とする。

なお、自力での歩行等が困難な要配慮者の避難や半島、中山間地域など公共交通機関が限られている地域や原子力事業所に近接している地域などにおける避難については、地理的条件や事態の状況などを考慮し、府警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示す。

(4) 住民に対する避難の指示等

知事は、要避難地域を管轄する場合は、市町村長を經由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示する。

知事は、避難の指示の内容の通知について、警報の通知先に加え、放送事業者および運送事業者などの指定公共機関にも通知する。

なお、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入のための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知し、受信確認を行うとともに、府内の避難先地域の避難施設の管理者に対しても通知する。

要避難地域を管轄する市町村長は、知事から避難の指示の連絡を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、府警察の協力を得ながら、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情にあわせて定めておくもの）に伝達するものとする。

(5) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものと**されている**。

なお、避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることから、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(6) 府域を越える住民の避難の場合の調整

知事は、府域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄

する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

ア 避難住民数、避難住民の受入予定地域

イ 避難の方法（輸送手段、避難経路）等

大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、国の避難措置の指示において、実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

知事は、他の都道府県から避難住民の受入れの協議を受けた場合、必要に応じ避難先地域内の市町村と協議を行いつつ、避難施設の状況や受入体制を考慮し、個別に受入地域を迅速に決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定内容を通知する。

知事は、府域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合は、その内容に従い、適切な措置を講じる。また、総務大臣により、広域的な観点から、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その内容に照らして、所要の措置を講じる。

(7) 国対策本部長による利用指針の調整

知事は、道路、港湾施設等における利用において、自衛隊等の行動と国民保護措置の実施が競合する場合には、国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるよう、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

また、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等を把握し、市町村からの意見など関連する情報をまとめ、府として、国の対策本部長による意見聴取及び情報提供の求めに適切に対応する。

(8) 避難に当たって配慮すべき事項

大都市における住民の避難

大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示等を待って対応するものとする。

自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難

府は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設

は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、市町村とともに、避難施設、避難経路及び運送手段の確保について平素から国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において、住民の避難に関する措置を円滑に講じることができるよう、国と必要な調整に努める。

積雪時における住民の避難

府は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に時間を要することから、市町村等と連携し、避難住民の健康管理や交通路の確保などについて十分配慮する。

動物の保護等に関する配慮

府は、国が定めた「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、危険動物等の逸走対策や、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等について、所要の措置を講じるよう努める。

(9) 国対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

3 武力攻撃事態等の類型の特徴等

(1) 基本指針に示された武力攻撃事態の4類型の特徴等は以下のとおりである。

	着上陸侵攻	ゲリラ・特殊部隊等	弾道ミサイル・航空機
要避難地域の範囲	・ 広範囲	・ 応急的かつ柔軟な避難が必要	・ 攻撃目標の特定は困難 ・ 広範囲に避難を指示(航空機のみ)
避難の指示	・ 比較的長期に及ぶことを前提に対処	要避難地域からの迅速な避難の実施又は屋内への一時避難移動の安全が確認された後、適切な避難先に移動	近傍のコンクリート造等の堅牢な施設、建築物の地階、地下街、地下駅舎等への屋内への避難事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
留意事項	・ 予測事態での避難が重要 ・ 避難における混乱防止に努める ・ 運送力の確保 ・ 国の総合的方針に基づく避難措置の指示を踏まえ対応 ・ 交通規制の実施	・ 状況の推移に伴い応急的かつ柔軟な避難 ・ 市町村、府、警察、海上保安庁、自衛隊間で適切な役割分担のもと避難誘導 ・ 緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置	・ 弾頭の種類により対応が大きく異なる

(2) 基本指針に示されたNBC攻撃の特徴等は以下のとおりである。

	核兵器等	生物兵器	化学兵器
共通の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関、警察、海上保安庁及び自衛隊は、防護服を着用する等、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民を誘導 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意 		
初期避難及びその後の避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難、安定ヨウ素剤の服用、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 放射性降下物による外部被ばくを最小限に押さえるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難 	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所の特定が非常に困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講じる 	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

(3) 基本指針に示された緊急処理事態の特徴等は、以下のとおりである。

	攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
事態例	原子力事業所等 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等 危険物積載船 ダム	大規模集客施設 ターミナル駅等 列車等	ダーティボム等 炭疽菌等生物剤の大量散布 サリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入	航空機等による自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来
被害の概要	大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 下流に及ぼす被害は多大	爆破による人的被害が発生、施設が崩壊した場合には人的被害は多大	爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害や、放射線により正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症、小型核爆弾は、核兵器の特徴と同様 生物剤の特徴は生物兵器の特徴と同様、毒素の特徴は、化学兵器の特徴と類似 化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様	施設破壊に伴う人的被害で、施設の規模により被害規模が変化。 攻撃目標周辺への被害も予想 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

4 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合、直ちに、府、府警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

なお、避難実施要領に定める事項は、以下のとおりとする。

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導にかかる関係職員の配置その他避難住

民の誘導に関する事項

- ・避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

市町村長は、主に以下の事項に留意して、避難実施要領を策定するものとする。

要避難地域等及び避難住民の誘導の実施単位

- ・要避難地域等の住所の詳細な記載
 - ・地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載(自治会、町内会、事務所等)
- 避難先
- ・避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- 一時集合場所及び集合方法
- ・一時集合場所等の住所及び場所名の記載
 - ・集合場所への交通手段の記載
- 集合時間
- ・避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
- 集合に当たっての留意事項
- ・集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載
- 避難の手段及び避難の経路
- ・避難誘導の交通手段の明示
 - ・集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
- 市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等
- ・関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
- 要配慮者への対応
- ・高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の検討
 - ・病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の施設単位での避難方法の検討
 - ・民生児童委員、自主防災組織および自治会等による避難誘導の実施協力の記載
- 要避難地域における残留者の確認
- ・要避難地域における残留者の確認方法の記載
- 避難誘導中の食料等の支援
- ・避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
- 避難住民の携行品、服装
- ・避難住民の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載
- 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
- ・問題が発生した際の緊急連絡先の記載

(3) 避難実施要領の通知等

市町村長は、避難実施要領を策定したときは、直ちに住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、府、府警察、**海上保安部長等**、自衛隊京都地方連絡部等の関係機関に通知するものとする。

なお、避難実施要領の伝達に当たり、要配慮者、日本語の不自由な外国人、観光旅行者等への伝達に十分配慮を行うものとする。

5 避難住民の誘導

市町村長は、**避難実施要領**で定めるところにより、**当該市町村職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとする。**

6 避難住民の誘導の支援等

(1) 避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合、府警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う**警察官、海上保安官、自衛官（以下「警察官等」という。）**からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

府警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・ヘリコプター等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講じる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、市町村長に対し避難の誘導に必要な情報の提供を行う。また、市町村長からの要請があった場合、又は自ら必要と判断する場合、食料、飲料水、医療の提供等の支援を行う。

知事は、市町村長が府域を越えて避難住民の誘導を行う場合又は、市町村長から要請があった場合において、**または自ら必要と判断するときは**、現地に府職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域の見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る人的、物的資源の配分について、広域的観点から調整が必要であると認めるときは、それらの優先順位を定めるなどの**市町村長の要請の調整**を行う。

知事は、市町村長から府警察等に要請ができない場合などにおいて必要と認めるときは、警察官等による避難住民の誘導に関して、**知事自ら要請**する。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていない場合、市町村長に対し避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

また、これらの指示に基づき、所要の避難住民の誘導が行われない場合、知事は、市町村長に通知した上で、府職員を派遣し、避難住民の誘導を行う。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、府のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 運送手段の確保

知事は、避難のための運送手段の確保が必要と認める場合は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、避難住民の運送の求めを行うとともに、車両の借り上げを行うなど運送手段の確保に努める。

また、バス等の運送手段を有する様々な関係機関に対し、避難住民の運送に協力するよう要請する。

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定める。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行

われていない場合は、円滑な運送に努めるよう当該機関に指示する。

当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知し、国の指示による避難住民の運送の確保に努めるものとする。

(9) 指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じる**ものとされている。**

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講じる**ものとされている。**

(10) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

避難誘導を行う者は、法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

警察官又は海上保安官は、この場合において、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、法第66条第2項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。

(11) 避難住民の誘導への協力

避難誘導を行う警察官等、市町村職員、消防職員及び消防団員、府職員は、法第70条の規定により避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。この際、要請を受けて協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

7 病院等の施設在所者の避難

府は、病院、老人福祉施設、**障害者援護施設**、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、**既存の消防計画等**を活用し、職員による

引率、保護者等への連絡及び引渡、車椅子や担架による移動の補助などできる限りの措置を講じるよう要請する。

なお、施設の管理者や市町村のみでは、十分な運送手段を確保することができない場合、市町村長は、府、府警察、第八管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請するものとする。

8 避難所等における安全確保等

府警察は、避難所や被災地及びその周辺（海上を含む。）等において、パトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全の確保、犯罪の予防等に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。

また、地域の自主防犯組織等との安全の確保に関する情報交換や、住民等からの相談への対応等を通じ、住民等の不安の軽減に努める。

9 避難の指示の解除

知事は、要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示が解除されたときは、避難の指示を解除する。

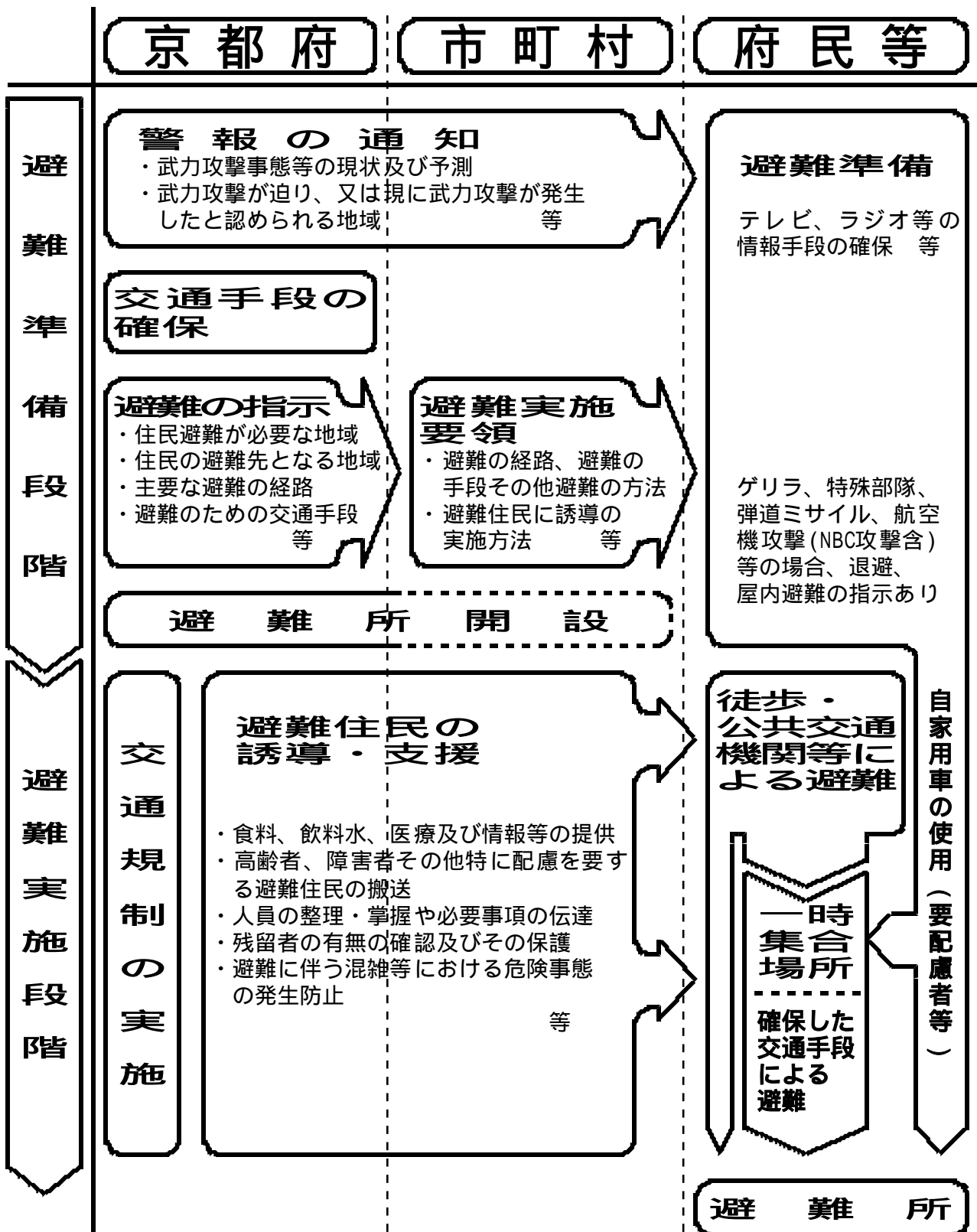
なお、避難の指示の解除についての関係機関への通知及び住民への伝達方法については、避難の指示と同様とする。

10 住民の復帰のための措置

知事は、避難の指示を解除したときは、避難住民を復帰させるため、市町村長と協力し、誘導などの必要な措置を講じる。

「避難誘導支援マニュアル」：マニュアル集参照

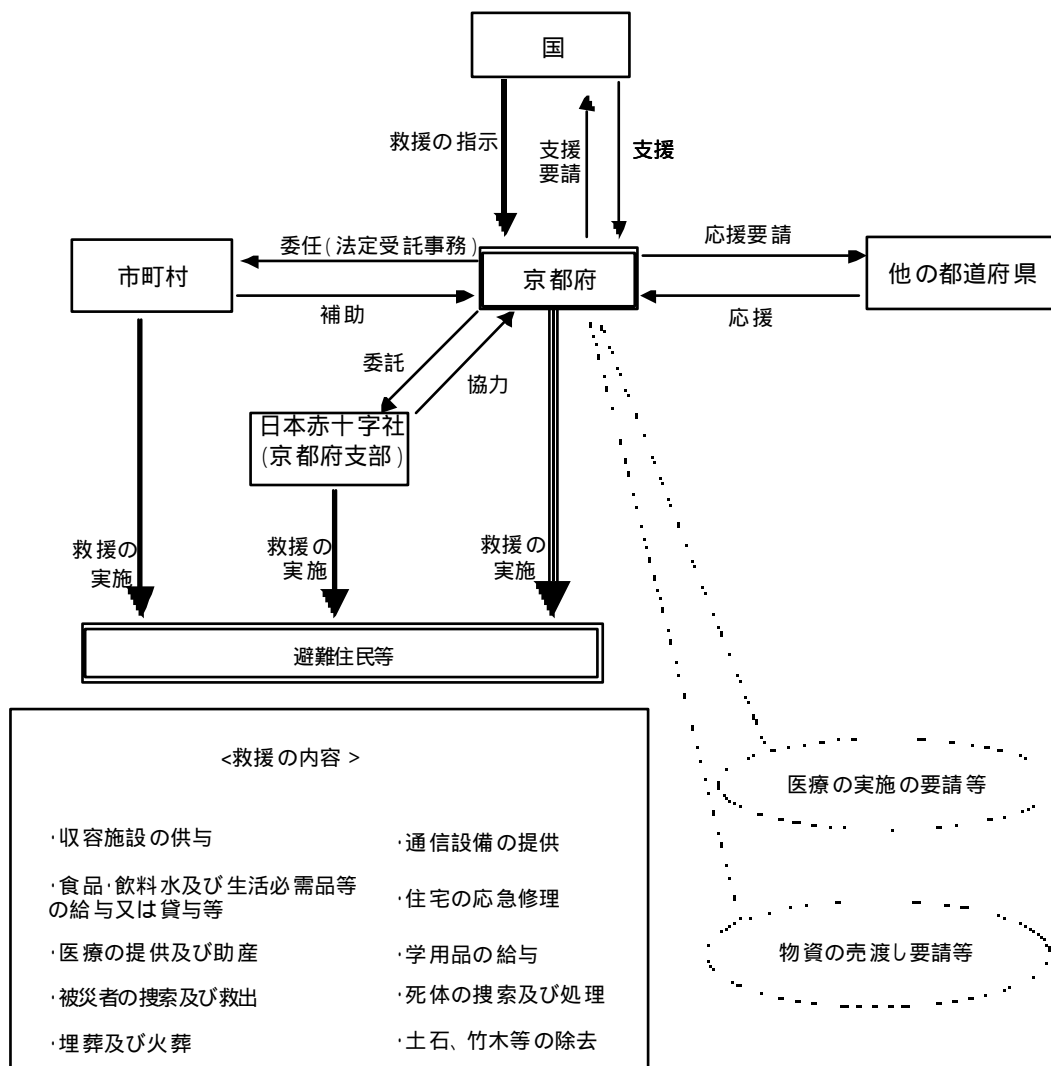
避難イメージ



第4章 救援

府は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の内容等について、以下のとおり定める。

救援内容の概要



1 救援の実施

府は、救援に関する措置を防災における対応に準じて行うとともに、特に、要配慮者及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、市町村はじめ関係機関等と連携協力して、次に掲げる措置を行う。

なお、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

また、知事は、直ちに京都市長及び避難先地域を管轄する市町村長に、当該指示についての通知又は当該指示を待たずに救援を行った旨を連絡する。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等

医療の提供及び助産

被災者の搜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の搜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村による救援の実施（京都市を除く。）

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、法第76条の規定により、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合、救援の内容及び期間を当該市町村長へ通知する。

また、知事は、当該救援が迅速かつ的確に行われていない場合には、市町村長に対し、所要の措置を行うよう指示する。

(3) 京都市による救援の実施

知事は、京都市域においては、京都市が府と同様の立場で救援を行うことから、救援の円滑な実施のため、京都市長と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して必要な場合は、国に対して、具体的な支援内容を示して、支援を求める。

また、厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について、応援の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があるときは、他の都道府県に応援を求める。

この場合、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町村との連携

市町村が行うこととされた救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、府は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社京都府支部との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社京都府支部と協定を締結して、委託することができる。

なお、府は、日本赤十字社京都府支部が実施する救援の措置等について、その自主性を尊重する。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合等は、避難住民の運送に準じて行う。

(6) 避難住民等への協力要請

府は、救援を行うため必要があるときは、法第80条の規定により、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、必要な援助について協力を要請することができる。

この場合、協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

3 救援の実施内容等

(1) 救援の実施内容

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(厚生労働省告示。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき、**また、次の点に留意して**救援を行う。

なお、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難である場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

収容施設の供与

ア 避難所

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な運営管理を行う。また、収容期間が長期にわたる場合、長期避難住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

イ 応急仮設住宅

武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、応急仮設住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等

ア 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対し、**備蓄物資の活用**やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、炊き出しその他の方法により食品を給与する。また、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、**備蓄物資の活用**やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、その給与等を行う。

医療の提供及び助産

ア 医療の提供

(ア) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対し、応急的な処置として行うもので、原則として、医師、看護師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所において行うことができる。

(イ) 医療の内容は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、看護等の応急的な医療とする。

(ウ) 多数の負傷者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等は、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣する。

イ 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産を受けることができない者に対し、~~原則として医療機関又は助産施設に移送して、~~必要な措置を行う。

被災者の捜索及び救出

被災者の捜索及び救出に際し、被災情報や安否情報等の情報収集に努めるとともに、府警察、消防機関、自衛隊及び**海上保安庁**の関係機関が行う捜索救出活動に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送体制の確保を図る。また、府警察及び**海上保安庁**による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

なお、法第122条及び法施行令第34条の規定により墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応に留意する。

電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者に対し、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、ファクシミリ又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、避難所に設置し、提供する。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等日常生活に必要な最小限度の部分について、応急修理を行う。

学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷したため、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（盲学校、聾

学校及び養護学校の小学部児童、中学校生徒及び高等学校等生徒を含む。)に対し、教科書等の給与を行う。

死体の搜索及び処理

死体の搜索及び処理については、被災情報、安否情報等を踏まえ、府警察、消防機関、自衛隊及び**海上保安庁**の関係機関に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、当該障害物の除去を行う。

(2) 救援に係る要配慮者等への配慮

府は、救援の実施に際して、要配慮者及び言語、生活習慣の異なる外国人について、以下の点に十分配慮する。

要配慮者

ア 収容施設¹の設置

- (ア) 要配慮者が利用しやすい構造及び設備を有した仕様(段差の解消、障害者用トイレの設置等)
- (イ) 機器の整備(車椅子等の福祉機器)
- (ウ) 視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器の確保等(ラジオ、ファクシミリ、テレビ等)

イ 避難所の運営

- (ア) 要配慮者が抱える不安等を解消するための避難所の相談体制の整備
- (イ) 介助員等の配置
- (ウ) 災害情報及び生活関連情報の文字による提供及び手話通訳者等のボランティアとも連携した情報伝達体制の整備
- (エ) 要配慮者のニーズに配慮した食品及び生活必需品の確保
- (オ) 救護班等による巡回健康相談、栄養相談、診療等による健康状態の把握(避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害者、難病患者、その他疾病を持った人の健康状態の悪化防止)
- (カ) 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、必要な医療が得られる医療機関への移送

外国人

- ア 外国人が抱える不安等を解消するために、通訳・翻訳ボランティアとも連携した避難所の相談体制の整備
- イ 武力攻撃災害等及び生活関連の情報の多言語の推進

救援実施マニュアル(仮称): マニュアル集参照

4 医療活動の実施等

(1) 医療活動の実施

知事は、府内の医療機関に対し、医療活動への協力を要請するとともに、国及び医療機関である指定公共機関に対し、それらの医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

知事は、必要に応じ、**国に対し、特殊な医療の実施等を要請するとともに**、消防庁長官及び防衛庁長官に対し、患者の医療機関への搬送を要請する。

(2) 医療の実施の要請等

知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医療関係団体等を通じるなど、医師、看護師その他医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、医療を行う場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。

この場合、知事は、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、法第85条第2項の規定により、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行う場所及び期間その他の必要な事項を書面で示して、医療を行うべきことを指示することができる。この指示に当たっては、諸情勢を慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ行うことに留意する。

医療関係者
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、
臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

府は、医療関係者に医療を行うよう要請又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

医療の実施の要請等の事務手順: マニュアル集参照

(3) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合

府は、内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を行う。

また、内閣総理大臣から緊急被ばく医療活動の要請があった場合、医療関係者等からなる救護班を編成し、所要の防護措置を講じた上で、医療活動を行う。

生物剤による攻撃の場合

府は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、必要に応じて、感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行うとともに、患者の大量発生時においては、国等とも協議し必要な対応を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図る。

また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じるとともに、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行う。

化学剤による攻撃の場合

府は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行う。

(4) 医薬品・医療資機材等の備蓄等の活用

府は、防災や国民保護措置の実施のためにあらかじめ備蓄等を行った応急救護用医薬品、医療資機材等を活用する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

この場合、知事は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡し要請に応じないときは、法第81条第2項及び第83条第1項の規定により、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、公用令書を交付して、当該特定物資を収用することができる。この収用に当たっては、諸情勢を慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ行うことに留意する。

救援の実施に必要な物資
医薬品、食品、寝具、**医療機器**その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、
建設資材、燃料その他救援の実施に必要な物資として厚生労働大臣が定めるもの

知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、法第81条第3項及び第83条第1項の規定により、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、公用令書を交付して、その取り扱う特定物資の保管を命じることができる。この場合、諸情勢を慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ命じることにより留意する。

知事は、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、特定物資の売渡し要請、収用又は保管命令を行うことを要請する。

(2) 土地等の使用

知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、法第82条第1項及び第83条第1項の規定により、当該土地等の所有者及び占有者に対し、公用令書を交付し、同意を得て、当該土地等を使用することができる。

この場合、知事は、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求められないときは、法第82条第2項及び第83条第1項の規定により、特に必要があると認めるときに限り、公用令書を交付し、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。この際、諸情勢を慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ行うことに留意する。

(3) 立入検査等

知事は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、法第84条第1項の規定により、府の職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させることができる。

知事は、特定物資を保管させたときは、法第84条第2項の規定により、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又は府の職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

府の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知する。また当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関

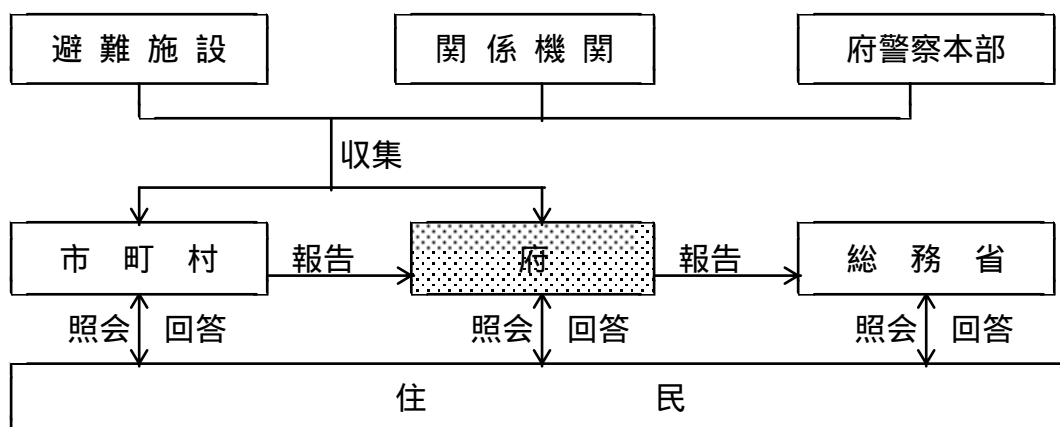
係人の請求があるときは、これを提示する。

救援の際の物資の売渡し要請等に係る事務手順：マニュアル集参照

第5章 安否情報の収集・提供

府は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況などからその緊急性や必要性を考慮し、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮して行うこととし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集・提供の流れ



安否情報の収集項目

<p><u>避難・負傷した住民(当該市町村の住民以外の者で当該市町村にある者を含む。)</u></p> <p>氏名 出生年月日 性別 住所 国籍(日本国籍を有しない者に限る。) 個人を識別するための情報(から のいずれかに掲げる情報が不明な場合) 居所 負傷・疾病状況 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p>
<p><u>死亡した住民(当該市町村の住民以外の者で当該市町村で死亡した者を含む。)</u></p> <p>上記 から の情報に加えて 死亡日時・場所・状況 死体の所在</p>

1 安否情報の収集・整理等

(1) 市町村の行う安否情報の収集

市町村は、当該市町村の住民、当該市町村内の避難住民及び武力攻撃災害による死傷者の安否情報を収集・整理し、府へ適時報告するものとする。

収集に当たっては、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票など市町村が保有する情報を参考に避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、安否情報を保有している医療機関、諸学校、大規模事業所等関係機関に対し、収集の協力を求めるものとする。

(2) 府の行う安否情報の収集

府は、府が開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、自ら管理する医療機関、諸学校等関係機関からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(3) 府警察の通知

府警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、府対策本部に通知する。

(4) 安否情報収集の協力要請

府は、安否情報を保有する指定行政機関及び運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請することができる。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(5) 安否情報の整理

府は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除するなど、情報の正確性の確保に努める。

(6) 総務大臣に対する報告

府は、収集・整理した安否情報を、適時、総務省令により定められた様式等により総務大臣に報告する。

2 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会窓口の設置

府は、必要に応じ、府対策本部に安否情報の照会窓口を設置するとともに、照会窓口の電話及びFAX番号、メールアドレスについて周知する。

(2) 安否情報の回答

府は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の

照会を行う者の**本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）**により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

府は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答する。

府は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

府は、職員に対し、個人の情報である安否情報の取扱いについて、十分留意すべきことを周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報の回答に係る責任者が判断する。

(4) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の府への報告及び照会に対する回答は、府に準じて行うものとする。

3 日本赤十字社に対する協力

府は、外国人に関する安否情報について、日本赤十字社京都府支部からの要請があったときは、その保有する安否情報を個人の情報の保護に配慮しつつ提供する。

4 安否情報伝達手段の活用

府は、「NTT災害用伝言ダイヤル」や「被災者情報登録検索システムIAA」など災害時の安否情報の伝達システム等が設置された場合、~~これらのシステムに府のホームページからリンクし、府民等の利用に資する。~~

「安否情報収集・提供に係る事務マニュアル」：マニュアル集参照

第6章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

府は、武力攻撃災害の被害の最小化を図るため、生活関連等施設の安全確保等をはじめとする武力攻撃災害への対処について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講じるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

府は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村、消防等からの当該兆候の通知を受けたときは、府警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。

また、こうした兆候を、府危機管理対策関係機関連絡会議の構成機関をはじめ、必要と考えられる関係機関に対し伝達する。

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設がその安全を確保しなければ府民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあり、又は、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあることから以下の安全確保に必要な措置を講じる。

(1) 生活関連等施設の状況把握

府は、府対策本部を設置した場合、府内の生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、武力攻撃事態等の情勢を踏まえ、府内の生活関連等施設の安全に関連する情報、安全確保の留意点等に基づいた各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、府警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講じるよう要請する。この場合、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

(3) 府警察による支援

府警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(4) 府が管理する施設の安全の確保

府は、自ら管理する生活関連等施設について、警備の強化その他安全の確保に関し必要な措置を講じる。

また、生活関連等施設以外の府が管理する施設についても、上記対応を参考にし、来場者確認の徹底、府警察・消防機関等への定期的巡回依頼、職員等による見回り・点検など可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

(5) 立入制限区域の指定

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、法第102条第5項の規定により、府公安委員会又は**海上保安部長等**に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合、ダムや大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、大規模ターミナル駅等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速

やかに要請する。

府公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、海上保安部長等についても、立入制限区域の指定ができるものとされている。

立入制限区域について

範囲

府公安委員会又は**海上保安部長等**が設定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命じる必要があると考えられる区域）

公示等

府公安委員会又は**海上保安部長等**は、立入制限区域を指定したときは、府の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする

効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

(6) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。このため、知事は、府警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講じるべき措置等の情報を迅速に把握する。

(7) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講じることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携し、周辺住民の避難等の措置を講じる。

この場合、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

知事は、武力攻撃事態等において、引火・爆発又は空気中への飛散・周辺地域への流出により、府民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、必要があると認めるときは、次の措置

を講じる。

(1) 危険物質等の取扱所の警備の強化

知事は、危険物質等の取扱者（占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者）に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める。

(2) 危険物質等に関する措置命令

知事は、危険物質等の取扱者に対し、既存の法令に基づく規制措置を講じるほか、緊急に必要があると認めるときは、法第103条第3項及び施行令第29条の規定により、次の～の措置を講じるべきことを命じる。

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

また、危険物質等について、知事が命じることができる、既存の法令に基づく規制措置と、国民保護法に基づく措置との対応関係は下表のとおりである。

【別表】危険物質等の種別と既存法令及び国民保護法に基づく措置一覧（知事権限のもの）

危険物質等の種別	措置		
	(2)の の措置	(2)の の措置	(2)の の措置
危険物	消防法		
毒物・劇物			
火薬類	火薬類取締法*		
高圧ガス	高圧ガス保安法		
毒薬・劇薬			

注： 印は、国民保護法により、規制措置権限が与えられたもの。

* 公安委員会の権限を含む。

(3) 危険物質等の管理状況報告の求め

知事は、危険物質等の取扱者に対し、(2)の～の措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2 応急措置等

府は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命又は身体等に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定などの応急の措置を実施することから、これらの応急の措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置

(1) 市町村長による事前措置

市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、法第111条第1項の規定により、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じるべきことを指示するものとする。

(2) 知事による事前措置

知事は、(1)の場合において、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法111条第2項の規定により、(1)の措置を講じる。

府は、当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。

また、自ら(1)の措置を講じることが困難な場合、警察署長又は海上保安部長等に対し、当該措置を講じるよう要請する。

(3) 警察署長、海上保安部長等による事前措置

警察署長は、市町村長又は知事から要請があった場合、(1)の措置を講じることができ、当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。

なお、海上保安部長等についても、事前措置ができるものとされている。

2 退避の指示

(1) 市町村長による退避の指示

市町村長は、特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れることをいう。）の指示をするものとする。

市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかに知事に通知するものとする。

(2) 知事による退避の指示

知事は、緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、退避（屋内への退避を含む。）の指示を行う。また、自ら退避の指示することが困難な場合、警察官又は海上保安官に対し、退避の指示を行うよう要請する。

府は、退避の指示をしたとき、及び、退避の必要がなくなったときは、速やかに住民に伝達する。この場合、必要があると認めるときは、退避先を併せて指示する。

府は、退避の指示をしたとき、及び、退避の必要がなくなったときは、直ちに、退避地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。

当該通知を受けた府警察や~~第六管区海上保安本部~~は、交通規制など必要な措置を講じる。

府は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官、海上保安官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長若しくは知事から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

なお、海上保安官についても、退避の指示ができるものとされている。

3 警戒区域の設定

(1) 市町村長による警戒区域の設定

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、法第114条第1項の規定により、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講じる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命じるものとする。

(2) 知事による警戒区域の設定

知事は、(1)の場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法第114条第2項の規定により、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講じる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命じる。

府は、当該措置を講じたときは、直ちに警戒区域を管轄する市町村長、その他

関係機関に速やかに通知する。

当該通知を受けた府警察や~~第八管区海上保安本部~~は、交通規制など必要な措置を講じる。

府は、自ら当該措置を講じることが困難な場合、警察官又は海上保安官に対し、当該措置を講じるよう要請する。

府は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官、海上保安官による警戒区域の設定

警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長若しくは知事から要請があったときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講じる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命じることができる。

なお、海上保安官についても、警戒区域の設定ができるものとされている。

4 応急公用負担等

(1) 知事による応急公用負担等

知事は、府域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、法第113条第3項の規定により、次の措置を講じる。この場合、諸情勢を慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ措置を講じることに留意する。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管）

府は、自ら の措置を講じることが困難な場合、警察官又は海上保安官に対し、の措置を講じるよう要請する。

(2) 警察官、海上保安官による応急公用負担等

警察官は、市町村長若しくは知事による(1)の措置を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長若しくは知事から要請があったときは、(1)の措置を講じることができる。

なお、海上保安官についても、応急公用負担等の措置ができるものとされている。

5 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、府は、消防機関と緊密な連携を図る。

府警察による被災者の救助等

府警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、府公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

市町村長等に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講じるべきことを指示する。

この場合、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

消防庁長官からの指示への対応

知事は、消防庁長官から武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

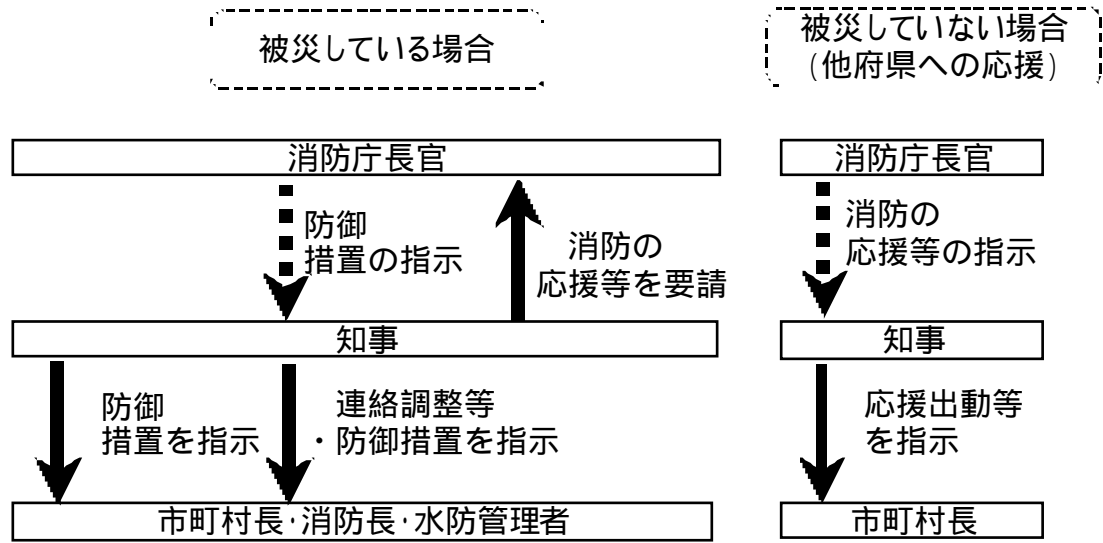
消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、府内の消防力だけでは対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講じるときは、府内市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講じるべきことを指示する。

消防等に関する指示



(3) 住民の協力

消防職員、市町村の職員、府の職員、警察官等は、消火・救急・救助等の活動のため緊急の必要があると認めるときは、法第115条の規定により住民に対し、必要な援助についての協力を要請することができる。この場合、協力を要請する住民の安全の確保に十分に配慮する。

6 マニュアルによる運用

府は、退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等を円滑に実施するため、手順等詳細について別途マニュアルを策定する。

第3 武力攻撃原子力災害への対処

府は、武力攻撃原子力災害を受けた場合における対処等について、以下のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

府は、隣接して所在する原子力発電所である関西電力(株)高浜発電所（福井県高浜町）が武力攻撃災害を受けた場合における対処等については、原則として、地域防災計画（原子力発電所防災計画編）等の定めにした措置を講じる。

また、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を**高浜発電所**から受けたとき又は関係指定行政機関の長から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び関係指定地方公共機関に連絡する。

知事は、放射線測定所（以下「モニタリングポスト」という。）による把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び関係指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣）に通報するとともに、その受信確認を行う。

知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、市町村長に対して、必要に応じ、所要の応急対策を講じるべき旨の指示を行う。

(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

国の現地対策本部は、原則として緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という）に設置される。

国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、関係する地方公共団体

等とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織することとされており、国の現地対策本部長により主導的に運営される。また、現地の情報の収集は、この協議会に一元化される。

府は、職員をオフサイトセンター等に派遣し、武力攻撃原子力災害合同対策協議会と必要な連携を図る。

府は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(4) モニタリングの実施

府は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、国の対策本部、経済産業省（国土交通省）、国の現地対策本部（国の現地対策本部が設置された場合）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

府は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡する。

府は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。

(5) 住民の避難等の措置

知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講じる。

(6) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、

必要な措置を講じるべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講じるよう要請する。

(7) 安定ヨウ素剤の配布

府は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講じる。

(8) 食料品等による被ばくの防止

府は、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。

(9) 要員の安全の確保

府は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮する。

第4 N B C 攻撃による災害への対処

府は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

府警察は、防護服を着用させるなど職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針等に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

知事は、府対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び府警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合、府は、府対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて府保健環境研究所及び医療機関等と共有する。

(4) 汚染原因に応じた対応

府は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活用水がN B C 攻撃により汚染された場合には、水道等の管理者等に対し、給水の停止等の必要な措置を講

じるよう命じる。

核攻撃等の場合

府は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

府は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

府は、感染症法等の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。

府保健環境研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

なお、患者の大量発生時においては、国等と協議し、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための必要な対応を行う。

化学剤による攻撃の場合

府は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 知事及び府警察本部長の汚染拡大防止措置

知事又は府警察本部長は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と調整しつつ、法第108条の規定により、次の表に掲げる措置を実施する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限

		<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

(6) 知事及び府警察本部長の措置の手續

知事又は府警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を実施するときは、当該措置の名あて人に対し、通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

(7) 土地等への立入り

知事又は府警察本部長は、汚染拡大防止措置を講じるため必要があると認めるときは、法第109条の規定により、その職員に、他人の土地、建物その他工作物等に立ち入らせることができる。

この場合、知事又は府警察本部長は、その職員の安全の確保に十分に配慮する。

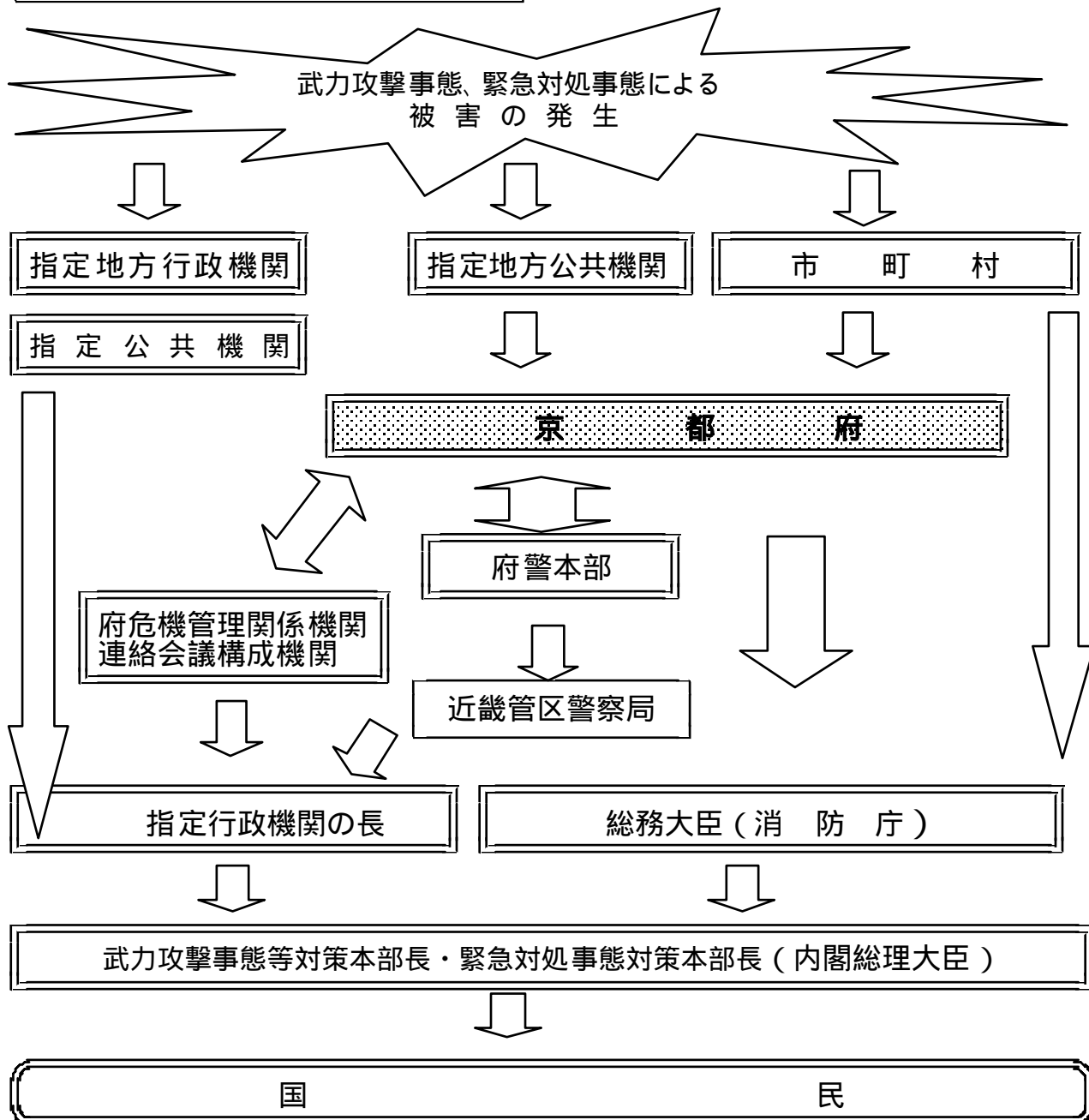
(8) マニュアルによる運用

府は、的確かつ迅速に、NBC攻撃による災害等に対処するため、府重大テロマニュアルを改訂するとともに、汚染防止等に係る事務手続きを策定する。

第7章 被災情報の収集及び報告

国、府、市町村が相互に被災情報を共有し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、府の被災情報の収集及び報告に必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集及び報告のイメージ図



(1) 被災情報の収集及び報告

府は、府危機管理関係機関連絡会議の構成機関との連携の下、電話、防災行政無線その他の通信手段のほか、必要に応じ、大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づく京都市消防局のヘリコプター及びヘリコプターテレビ伝送システムを活用し、以下の被災情報を迅速に収集する。

ア 武力攻撃災害が発生した日時及び場所

イ 武力攻撃災害の状況の概要

ウ 人的及び物的被害の状況

府警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

府は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領に基づき報告を求める。

なお、被災情報の消防庁への報告様式及び火災・災害等即報要領は、資料編に記載する。

府は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報について、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに消防庁に報告する。

府は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について、電子メール、ファクシミリ等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

府警察は、収集した情報を府対策本部に連絡するとともに警察庁及び近畿管区警察局に速やかに報告する。

(2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を府に報告するものとし、その後は随時、府が消防庁に報告を行う方法に準じて、府に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関する被災状況やその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を府に速やかに報告するものとする。

第8章 保健衛生の確保及び廃棄物の処理

府は、市町村はじめ関係機関等と連携して、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

府は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、府地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講じる。

(1) 保健衛生対策

府は、避難先地域において、医師、**歯科医師**、保健師、栄養士等の保健医療関係者による巡回健康相談、指導等を実施するとともに、必要に応じ健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合、市町村とも連携して要配慮者等の状況把握に努め、要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

府は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講じる。

(3) 食品衛生確保対策

府は、避難先地域における食中毒等の防止のため、食品衛生等の関係団体と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講じる。

(4) 保健衛生の確保への協力

府は、武力攻撃災害の発生により、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講じるため緊急の必要があるときは、法第123条の規定により、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。この場合、協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

2 廃棄物の処理

府は、市町村と連携して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理

法」という。)及び国民保護法第124条の規定による特例に基づき、し尿、ごみ及びがれき類を適正に処理するため、必要な措置を実施する。

(1) 府の措置

府は、府地域防災計画に準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制の整備を支援する。

府は、市町村の廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等について情報収集を行う。

府は、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

府は、市町村からの要請に基づき、又は被災状況から判断して必要と認める場合には、府内の市町村及び関係団体に対して広域的な応援を要請するとともに、必要な支援活動の調整を行う。

なお、廃棄物処理を円滑に行うため、関係団体等との協力体制の整備に努める。

府は、被害状況から判断して府内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し応援の要請を行う。

(2) 市町村の措置

市町村は、府の実施する措置に準じて、廃棄物処理体制を整備する。

初期対応	ア 被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。 イ 必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。
処理活動	ア し尿処理施設、 下水道処理施設 、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確認する。 イ 必要に応じて、ごみ、がれき類の仮置場等を確認する。 ウ がれき類の処理にあたっては、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。 エ 仮設トイレ、仮置場等の管理にあたっては、必要な消毒剤等を確認し、十分な衛生状態を保つ。 オ ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ廃棄物の適正な処理を行う。
府等への応援要請	ア 収集運搬、処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近隣市町村又は府に応援要請する。

(3) 廃棄物処理の特例

府は、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定し

た特例地域においては、市町村と連携して、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

府は、市町村と連携して、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講じるべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第9章 文化財の保護

京都府に所在する世界遺産をはじめとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。府は、国、市町村などの関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 文化財の保護

府教育委員会は、府の区域に存する重要文化財等（国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物等）及び府指定・登録文化財等（府の指定及び登録の有形文化財、有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物等）（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法及び京都府文化財保護条例に基づき、適切な措置を講じる。

また、府は、武力攻撃災害からの文化財の保全策について、京都市をはじめとする市町村とともに、国とも連携し、協議・検討を行うものとする。

(1) 文化財の所有者及び管理団体等との連携

府教育委員会は、京都府文化財所有者等連絡協議会等を活用し、文化財の所有者及び管理団体等との連携の強化に努める。

(2) 災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

府教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年3月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成9年6月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行うとともに、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

(3) 文化財の被災情報の連絡等

府及び府教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示などの情報を、的確かつ迅速に伝達する。

府教育委員会は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を速やかに京都市・各市町村教育委員会をはじめとする関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等に対し、連絡する。

文化財の被災情報の連絡を受けた市町村などの関係機関並びに文化財の所有者

及び管理団体等は、連携して文化財の保全のため、必要な措置を講じるものとする。

2 文化財保護の特例

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

府教育委員会は、府の区域に存する重要文化財等に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、文化財保護法に定める手続に従って、速やかに所有者又は管理団体等に対し当該命令又は勧告を告知する。

また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、府教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

府教育委員会は、文化庁長官から、文化財保護法に定める手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物）の被害を防止するため、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

この場合、府教育委員会は、職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、府教育委員会は、安全の確保に十分に配慮の上、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府文化財保護指導委員の協力等により、被害状況等の情報を収集する。

また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに文化庁長官に報告する。

被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待

つ。

被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第10章 生活の安定に関する措置

府は、武力攻撃事態等においては、国、市町村及び関係機関と連携しつつ、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給や武力攻撃災害により被災した住民の生活の再建等の府民の生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定等

(1) 生活関連物資等の価格の調査・監視等

府は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次の措置を行う。

生活関連物資等
食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務

生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。

生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、府民への情報提供や相談窓口を設置する。

(2) 関係法令に基づく措置

府は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次の措置を講じる。

「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

府は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、府内のみならず事業所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く。）及び府内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を行う。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

- イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
- ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
- エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
- オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

国民生活安定緊急措置法に係る措置

府は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、府内のみならず事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く。）及び府内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講じる。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

物価統制令（昭和21年勅令第118号）に係る措置

府は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講じる。

- ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）
また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

府及び府教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

(2) 公的徴収金の減免等

府は、避難住民等の負担軽減のため、法律等の定めるところにより、府税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに府税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

府は、市町村等と連携し、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

府は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活や**事業**の再建を行うに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設するなど、被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

(5) 心の健康対策

府は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等の心の健康対策について、市町村及び関係機関と連携を図り、また精神科医等の専門家の協力を得て実施する。

(6) 風評被害の防止・軽減

府は、関係機関及び関係団体と連携して、観光をはじめ各種産業への風評被害を防止又は最小限に止めるため、府内外へ広報活動等を行う。

3 生活基盤等の確保

(1) 府による生活基盤等の確保

水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である府は、安全な水を適切に供給

するために、被害状況に応じた送水停止等必要な措置、関係機関との連携による消毒その他衛生上の措置を講じる。

また、府は、水道事業者である市町村に対して、検査等必要な支援を行う。

府は、自ら管理する河川管理施設、道路、港湾及び下水道の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行い、適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ガス事業者である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画で定めるところにより、関係職員の参集、ガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じるものとする。

運送事業者である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講じるものとする。

病院その他の医療機関等である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画で定めるところにより、医療施設における安全やライフラインの確保、救急患者の搬送体制の確保等、医療を確保するために必要な措置を講じるものとする。

道路の管理者である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画で定めるところにより、道路の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行い、道路を適切に管理するものとする。

第11章 交通規制

府警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握

府警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

府警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の府県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合、その利用指針を踏まえ、適切に交通規制を行う。

府は、武力攻撃災害により道路が破損欠壊し、道路交通の危険があると認められた場合、自ら管理する道路について、通行の禁止及び制限を行う。この際、府警察にその内容を速やかに通知する。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、府又は府公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

府警察及び道路管理者**である府**は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

交通管制施設の活用

府警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管

制施設を活用する。

放置車両の撤去等

府警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

運転者等に対する措置命令

府警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

障害物の除去

府警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

府警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

府は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章及び身分証明書（以下「赤十字標章等」という。）並びに特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

知事は、国の定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な運用に関する要綱を作成し、これらの標章等の適切な交付及び**使用の許可並びに**管理を行う。

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

知事は、以下の者に対し、赤十字標章等を**交付し、又は使用させる。**

- ア 避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- ウ **ア又はイ**に掲げる者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

知事は、以下の者から申請を受けた場合は、赤十字標章等の使用の許可を行う。

- ア 知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- イ 府内（京都市を除く。）において医療を行う医療機関及び医療関係者



白地に赤十字

(3) 特殊標章等の交付及び管理

知事は、以下の者に対し、特殊標章等を**交付し、又は使用させる。**

- ア 国民保護措置に係る職務を行う府の職員（警察職員を除く。）
- イ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

知事は、以下の者から申請を受けた場合は、特殊標章等の使用の許可を行う。

- ア 知事が指定した指定地方公共機関

- 府警察本部長は、以下の者に対し、特殊標章等を交付又は使用の許可を行う。
- ア 国民保護措置に係る職務を行う府警察の職員
 - イ 府警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 府警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者



オレンジ色地に青の正三角形

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

府は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

府は、その管理する施設及び設備等について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 府が管理する施設及び設備の緊急点検等

府は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

府は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

府は、応急の復旧のための措置を講じるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 府が管理するライフライン施設の応急の復旧

府は、武力攻撃災害が発生した場合、ライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

府は、上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指

定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講じる。

3 運送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 運送路の優先的な確保のための措置

府対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための道路や鉄道などの運送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 府が管理する運送施設の応急の復旧

府は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾等の施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

第2章 本格復旧

府は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、府は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

2 府が管理する施設及び設備の復旧

府は、武力攻撃災害により府の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災状況及び周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方針を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

府が実施する国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等必要な事項について、以下のとおり定める。

1 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

府は、救援を実施するための土地、家屋等の使用や、特定物資の収用及び保管命令等により生じた損失について、補償を行う。

(2) 実費弁償

府は、避難住民等に対する医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対して、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

府は、国民保護措置の実施の要請を受け、協力をした者がそのために死傷等したときは、損害補償を行う。

2 総合調整及び指示に係る損失の補てん

府は、国民保護措置の実施に関し、総合調整を行い、又は指示をした場合において、市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、その損失を補てんする。

3 他の地方公共団体からの応援に対する費用の支弁

府は、国民保護措置を実施するため、府による応援の求め等に基づき他の地方公共団体から応援を受けた場合、その応援に要した費用を支弁する。

4 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

府は、市町村に救援の実施に関する事務の一部を行わせた場合、その救援に要した費用を支弁する。

5 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求

府は、国民保護措置の実施に要した費用で府が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

府は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要した費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を京都府会計規則その他法令等に定めるところにより保管する。

6 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等については、府国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害賠償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害賠償の手続等については、府国民保護計画に準じて定めるものとする。

7 国民保護措置に要した費用の支弁等に関するマニュアルの策定

府は、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手順等詳細について、別途マニュアルを策定する。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

府国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

府は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、府は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

3 マニュアルの整備

緊急処理事態と通常のテロ事案は、発生当初においては、区別が困難なことも想定される。こうしたことから、府は、切れ目のない対応が実施できるよう、「府重大テロ対処マニュアル」の改訂・拡充を図る。

資 料 一 覧

京都府国民保護協議会条例

京都府国民保護対策本部及び京都府緊急対処事態対策本部に関する条例

協定等一覧

関係機関連絡先一覧

府・市町村・指定行政機関及び指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関・2府7県・自衛隊・大規模集客施設等

府の地形図

府の年間気温・月別降水量

市町村別の人口・人口密度、年齢構成

幹線的な道路図（路線名、起終点、管理者の連絡先等）

港湾の概況（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先等）

府内の自衛隊施設一覧

消防機関におけるNBC対応可能部隊一覧

消防機関におけるNBC対応資機材所在一覧

避難施設一覧（名称、所在地、連絡先、収容能力等）

関係医療機関データベース（NBCの専門知識を有する医療関係者リスト含む）

墓地及び火葬場等データベース（名称、所在地、連絡先、対応可能数等）

備蓄物資、調達可能物資リスト（備蓄物資の所在地、数量、主要な調達可能民間事業者のリスト）

緊急交通路候補路線一覧

運送力情報一覧（鉄道、バス等運送事業者や公共交通機関の保有する運送力のデータ）

運送施設情報一覧（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）

生活関連等施設一覧

関係報道機関一覧（名称、連絡先等）

避難の指示（例）

避難実施要領（例）

各種様式等

府 国 民 保 護 計 画 に 係 る 用 語 集

用 語	意 味
安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故等で放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。
e - ラーニング	パソコンやインターネットなどを利用した教育のこと。
NBC（エヌビーシー）攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃のこと。核（Nuclear）、生物（Biological）、化学（Chemical）の頭文字からNBCという。
NTT災害伝言ダイヤル	地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況の緩和を図るため、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメール
LGWAN	総合行政ネットワークのこと。地方公共団体を相互に接続する行政専用のコンピューターネットワーク
核兵器	核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で、作られた兵器の総称。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾など。
化学剤	化学兵器等に用いられる人体等に有害な化学物資。神経剤（サリン、タブン、ソマン、VX等）、びらん剤（イオウマスタード、窒素マスタード、ルイサイト等）、血液剤（シアン系（青酸）等）、窒息剤系（塩素、ホスゲン等）などがある。
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことで、指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの。（国民保護法）
京都デジタル疎水ネットワーク	京都府が整備した高速大容量の光ファイバによる情報通信ネットワーク。教育、行政、防災等の京都府内の関係機関を結ぶほか、大学や企業にも広く利用されている。
京都府救急医療情報	救急医療機関の情報端末から空きベットや医療機関の稼働状況

システム	などの情報を的確に収集し、医療機関や消防本部等へ必要な情報を迅速に提供することにより、円滑な救急医療の連携体制を維持するシステム。府内全域を対象に、24時間体制で稼働。なお、府民からの問い合わせに対し、今現在、診療が受けられる初期救急医療機関の情報も提供
京都府文化財所有者等連絡協議会	府内における国指定・登録等文化財及び府指定・登録等文化財の所有者等で構成する連絡会。会員相互の連絡を密にし、国、府、市町村及び関係機関と協力し、文化財保護の充実と発展に寄与することを目的としており、府教育庁文化財保護課が連絡場所になっている。
危険物資等	引火・爆発又は空気中への飛散・周辺地域への流出により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬・劇薬など
緊急被ばく医療派遣チーム	原子力災害時に、放射線医学総合研究所、国立病院機構、国立高度専門医療センターなどの医療関係者等からなるチーム
緊急消防援助隊	大規模災害発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成される部隊のこと。 (消防組織法第24条の4)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 (事態対処法第25条)
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める方針のことで、以下の事項が記載される。 ・緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実 ・当該対処事態への対処に関する全般的な方針 ・緊急対処措置に関する重要事項 (事態対処法25条)
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第172条)
緊急通報	武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、武力攻撃災害の現状及び予測

	や住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項を、都道府県知事が発令するもの。(国民保護法第99条)
警察官等	警察官、海上保安官、自衛官のことをいう。
ゲリラ	小部隊による奇襲などで敵を混乱させる戦法。また、その部隊や戦闘員のこと。
広域緊急援助隊	各都道府県警察に設置されている、大規模災害に対応でき、かつ高度の救出救助能力と自活能力等を持つ災害対策専門のエキスパートチーム
国際人道法	武力紛争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として「1949年のジュネーブ四条約」と「1977年の二つの追加議定書」がある。
国民の保護のための措置(国民保護措置)	対処基本方針が定められたから武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のこと(国民保護法2条)
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会(国民保護法第37条～40条)
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画(国民保護法第36条)
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針等に基づき定める計画(国民保護法第33条～35条)
国民保護等派遣	防衛庁長官が、都道府県知事から国民保護法第15条の規定に基づく要請を受けた場合や、国の対策本部長から求めがあった場合に実施する自衛隊の派遣(自衛隊法第77条の4)
国民保護法	正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定

コミュニティFM	一の市町村（政令指定都市については区）の一部を基礎的な単位として放送区域とし、府県域放送のような広いサービスエリアの確保を目的とするのではなく、狭い地域的エリアの聴取者をターゲットとした、いわゆる地域情報を中心とした番組構成がなされているFM放送
災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律
CATV事業者	有線テレビジョン放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう）の事業を行う者（有線テレビジョン放送法第2条第4項）
指定行政機関	政令で指定された以下の国の機関のこと。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省 （事態対処法第2条第4号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で162法人が指定されている。（平成17年10月1日現在）（武力攻撃事態対処法2条第6号）
指定地方行政機関	政令で指定された以下の指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関のこと。 沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部 （武力攻撃事態対処法2条第6号）
指定地方公共機関	都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人。府では、平成17年7月1日現在で、25機関を指定している。 （国民保護法第2条第2項）
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精

	神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
ジュネーブ諸条約	1949年のジュネーブ四条約のことで、陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 海上の傷病兵の保護に関する第2条約、捕虜の待遇に関する第3条約 文民の保護に関する第4条約からなる。(外務省HPから)
ジュネーブ諸条約追加議定書	第1追加議定書は、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用され、第2追加議定書は、締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される。(外務省HPから)
生活関連等施設	武力攻撃等を受けると、周囲に多大な被害を及ぼしたり、府民生活に大きな影響を与える施設のことで、ダムや発電所、火薬類や毒劇物等を多量に取り扱う施設(国民保護法第102条)
生物兵器	人間・動物・植物に有害な細菌・ウイルスなどを散布する兵器。細菌(炭素菌、コレラ菌)、ウイルス(天然痘ウイルス)、リケッチア(Q熱リケッチア)、毒素を生じる細菌(ボツリヌス菌毒素)などがある。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことで、以下の事項が記載される。 <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実 ・武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針 ・対処措置に関する重要事項 (事態対処法第8条)
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置など。(事態対処法第2条第7号)
ダーティボム(汚い爆弾)	放射性物資を爆薬により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器
治安出動	一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。命令による治安出動(自衛隊法第78条)と要請による治安出動(自衛隊法第81条)がある。
テロ	政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人またはその一部に対し脅威を与え、または威圧することを企図して人間または財産に対して非合法的な形で武力を行使すること。

特殊部隊	特殊作戦遂行のために編成、装備された小編成の軍事組織
トリアージ	多数の負傷者が発生した場合、負傷者の重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること
被災者情報登録システム I A A	大規模災害時に被災者の安否情報等をインターネット上に登録・蓄積し、その情報の検索サービスを提供するシステム。(独)通信総合研究所が中心となって活動している。
非常通信協議会	自然災害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会のこと (電波法第74条の2)
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む)(国民保護法第52条第2項第2号)
物価情報ネットワーク	インターネットを介して内閣府と地方自治体間及び地方自治体相互間で物価に関する様々な情報を交換するシステムのこと
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃のこと (事態対処法第2条1号)
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと (国民保護法第2条)
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条)
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 (事態対処法第2条)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条)
防衛出動	武力攻撃事態において、我が国を防衛するため必要があると認めるときに内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動(自衛隊法第76条)
(環境放射線)モニタリング	原子力施設の周辺環境の放射性物質及び放射線に関する情報を得るための環境測定。

	<p>緊急時(環境放射線)モニタリングは、原子力施設において放射線や放射性物質の異常な放出又はそのおそれがある場合、その状況を把握し、災害応急対策の実施に必要な情報を得るために実施される。</p> <p>平常時モニタリングは、平常時の放射線等を測定するとともに、平常時の放射線レベルからの変動を常時監視するために実施されている。</p>
要避難地域	<p>国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域 (国民保護法第52条)</p>
ライフライン施設	<p>水道、下水道、電気、ガス、通信などの国民生活に関連する施設のこと</p>
利用指針	<p>武力攻撃事態等において対処措置の的確かつ迅速な実施を図るため、港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、電波の利用に関し、国の対策本部長が定める指針のこと(特定公共施設利用法)</p>